

官

報

號外 昭和十四年三月二十六日

○第七十四回 貴族院議事速記録第二十號

昭和十四年三月二十五日(土曜日)午前十時

十五分開議

議事日程 第三十號

昭和十四年三月二十五日

午前十時開議

第一 請願委員長報告

第一 昭和十二年度第一豫備金支出(會議(委員長報告))

第二 (承諾ヲ求ムル件)(衆議院送付)

第三 昭和十二年度特別會計第一豫備費支(會議(委員長報告))

第四 昭和十二年度特別會計豫備費支付(會議(委員長報告))

第五 昭和十三年度第一豫備金支出(承諾ヲ求ムル件)(衆議院送付)

第六 昭和十三年度特別會計第一豫備金支出(承諾ヲ求ムル件)(衆議院送付)

第七 昭和十三年度特別會計豫備金外ニ於テ豫算超過支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(衆議院送付)

第一 請願(委員長報告)

第二 映畫法案(政府提出、衆議院送付)

第三 著作権ニ關スル仲介業務ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付)

第四 第一讀會ノ續(委員長報告)

第五 第一讀會ノ續(委員長報告)

第六 第一讀會ノ續(委員長報告)

第七 第一讀會ノ續(委員長報告)

第八 輕金屬製造事業法案(政府提出、衆議院送付)

第九 帝國鑄業開發株式會社法案(政府提出、衆議院送付)

第十 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十一 映畫法案(政府提出、衆議院送付)

第十二 船舶建造融資補給及損失補償法案(政府提出、衆議院送付)

第十三 海運組合法案(政府提出、衆議院送付)

第十四 造船事業法案(政府提出、衆議院送付)

第十五 米穀配給統制法案(政府提出、衆議院送付)

第十六 工業組合法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第十七 臨時陸軍材料資金特別會計法案(政府提出、衆議院送付)

第十八 大日本航空株式會社法案(政府提出、衆議院送付)

第十九 支那事變特別稅法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第二十 臨時利得稅法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第二十一 臨時租稅措置法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第二十二 關稅定率法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第二十三 昭和七年法律第四號中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第二十四 昭和十四年法律第二號中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第二十五 刑事訴訟法中改正法律案(衆議院提出)

第二十六 豫定線札幌、增毛間鐵道速成ノ請願

第二十七 伯爵松平賴壽君報告ヲ致サセマ

第二十八 (近藤書記官朗讀)

第二十九 予爵豊岡圭資君ニ對スル弔辭ハ昨二十四日之ヲ贈レリ

第三十 同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏上セル旨ノ通牒ヲ受領セリ

第三十一 刑事訴訟法中改正法律案

第三十二 同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏上セル旨ノ通牒ヲ受領セリ

第三十三 昭和十四年法律第二號中改正法律案

第三十四 臨時利得稅法中改正法律案

第三十五 临时租稅措置法中改正法律案

第三十六 支那事變特別稅法中改正法律案

第三十七 昭和十四年三月二十六日 貴族院議事速記録第三十號 議長ノ報告

官報號外 昭和十四年三月二十六日 貴族院議事速記録第三十號 議長ノ報告

四四九

郵便年金法中改正法律案
北海道土功組合法中改正法律案
花柳病豫防法中改正法律案

○議長(伯爵松平賀壽君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、日程第一、請願委員長報告、委員長伯爵酒井忠克君

(伯爵酒井忠克君演壇ニ登る)
○伯爵酒井忠克君 請願委員會ノ御報告ヲ
簡單ニ申上ゲマス、第二回ノ御報告ヲ致シ
マシタ其ノ以後、受領致シマシタ請願書ノ
數ハ三百二十件、之ガ連署人數ハ一萬百四
十九名デアリマス、第二回報告ノ際文書表
ニ掲載セラレナカツタモノハ三十一件ゴザ
イマシタカラ、前述ノ三百二十件ト合シマ
シテ、合計三百五十一件ト相成リマス、此
ノ中文書表掲載ノモノ三百十一件、文書表
未掲載ノモノガ九件ゴザイマス、請願文書
表報告ハ三回、請願委員會特別報告ガ二回、
委員會ハ二回、分科會ガ八回開會致シテ居
リマス、委員會ニ於キマシテ前述ノ三百十
一件ト、第二回報告ノ際ニ審査終了ニ至ラ
ナカツタモノニ付テ慎重審査ノ結果、議院ノ
會議ニ付スベシトスルモノ百二件、議院ノ
會議ニ付スルヲ要セズタルモノ四件、文
書表第十一號、第十三號、第二十四號、第
百七十六號トナツテ居リマス、次ニ總報告ヲ
申上ゲマス、文書表報告ハ九回、委員會特
別報告ガ七回、請願書受領總件數ガ四百九
十三件、連署人數ガ五萬千百九十六名デゴ
ザイマス、文書表掲載件數ガ四百八十四件、
未掲載ノモノ九件、委員會ノ開會八回、分
科會ハ二十二回、右委員會ニ於キマシテ審
查ノ結果、議院ノ會議ニ付スベシトスルモ
ノ百五十九件、議院ノ會議ニ付スルヲ要セ

族院議事速記録第三十號 會議 請願委員長報
ズトスルモノ十一件デアリマス、以上ノ中
採擇百五十八件ハ、既ニ本議場ニ御報告致
シマシタモノデアリマス、以上ハ昨二十四
日迄ノ御報告デゴザイマス、次ニ今日ノ日
程ニ上程セラレマシタ第二百十二號ト、委
員會ニ於キマシテ採擇セズト決定致シマシ
タモノノ中、主ナルモノ四件、百號、百一
號、百十八號、百七十六號等ニ付テ、簡單
ニ委員會ニ於キマスル其ノ經過並結果ニ付
テ御報告ヲ申上ゲマス、第二百十二號ハ豫
定線札幌・増毛間鐵道速成ノ件デゴザイマ
ス、此ノ札幌・増毛間ハ敷設法ノ別表ニ掲ゲ
テゴザイマス豫定線デアリマシテ、其ノ中
ノ石狩太美ノ間ハ約二十一「キロ」、是ハ既ニ
既成線ニナッテ居ルノデゴザイマス、残リ區
カラ、將來地方ノ發展竝ニ運輸ノ狀況ニ鑑
ミテ、敷設スル見込デアルト云フ政府ノ御
意見デゴザイマシタ、委員會ニ於キマシテ
ハ、石狩港及濱益港ノ完成ト相俟テ、此ノ
鐵道ノ敷設ハ請願ノ趣旨ノ如ク、沿線ノ豐
富ナル海陸資源ノ開發上、貢獻スル所大ナ
ルノミナラズ、運輸交通上重要ナル線デア
ルニ依ツテ、之ヲ採擇スルコトニ決定致シ
マシタ、次ハ第百號、北海道網走刑務所名
改正ノ件デゴザイマス、北海道網走町ハ
水陸物資豊富ナル産業都市ナルニ拘ラズ、
故ニ、町ノ發展ヲ阻害スル所大デアル、故
概ニ農牧ニ經驗ヲ有スル短期輕罪囚デアル
ニ拘ラズ、今尙世人ニ惡印象ガ残ツテ居ルガ
重罪囚ヲ收容シテ居ツタノデアルガ、今日ハ

ニ刑務所名ヲ改正シテ貰ヒタイト云フノデ
アリマス、網走刑務所ノ名ハ世間ニ有名デ
アルガ、此ノ刑務所ガ今日土地ノ發展ヲ阻
害シテ居ルト云フコトハナイヤウニ思ハレ
ル、寧ロ網走町ノ發展ハ此ノ刑務所ノ存在
スル所ガ多イヤウデアル、又網走刑務所ハ
以前ハ重罪囚ヲ收容シテ居ツタノデハアル
カ、今日ハ左様ナコトハナク、我ガ國唯一
ノ模範の大農園刑務所デアツチ、釋放者ノ心
境ニハ好影響ヲ與ヘルヤウデアル、尙刑務
所ノ名稱ハ總テ其ノ所在地名ヲ以テ刑務所
名トシ、全國皆畫ニナツテ居ルカラ、網走
ノミヲ改稱スルコトハ出來ナイト云フコト
ア、委員會ニ於キマシテハ是ハ採擇セズ
ト云フコトニ決定致シマシタ、第百一號ハ
國費ヲ以テ小都市ニ於ケル水道敷設ノ件デ
ヨザイマス、良質ノ飲料水ハ國民ノ生活ニ
最モ必要ナモノデアル、偶、敷設計畫ヲ樹立シ
國民ノ保健衛生上缺クベカラザルモノデア
ナモ、地方費ヨリ補助小額デアルコトハ甚
タ遺憾デアル、仍テ人口五萬未滿ノ小都市
ニ對シテハ、國費ヲ以テ水道敷設ノ途ヲ講
セラレタトイト云フノデアリマス、國費ヲ以
テ小都市ノ給水事業ヲ實施スルコトニ付テ
ニ對シテハ、國費ヲ以テ水道敷設ノ途ヲ講
セラレタトイト云フノデアリマス、國費ヲ以
テ小都市ノ給水事業ヲ實施スルコトニ付テ
ニ於テ補助金ヲ交付シテ居ルノデアル、
テモ人口一萬以上ノ市町村ニ對シテ、其ノ
全額國費ヲ以テ設置スルコトハ、十分考究
實擔力ガ平均以下デアツタモノニ付テハ、其
ノ事情ニ依リ四分ノ一乃至六分ノ一ノ範圍
内ニ於テ補助金ヲ交付シテ居ルノデアル、
テモ人口一萬以上ノ市町村ニ對シテ、其ノ
全額國費ヲ以テ設置スルコトハ、十分考究
告要スルコトデアルト云フ政府ノ答辯デア
リシタ、一委員ヨリ補助金ヲヤルト云フ
コトハ御約束ニナルガ、實際ノ支給額ハ非
常ニ少イ、而モソレガ遲レテ餘程年數ガ經ツ
タ後ニ僅カツツ出テ來ルト云フヤウナ事情
デアル、是ハ長イ間ノ仕來リテ、内務省時
代ヨリスクナツテ居ルノデアルガ、今日ハド
ウ云フ風ニナツテ居ルカ、折角四分ノ一乃至
六分ノ一ノ補助ヲスルト云フガ、適當ノ年
度内ニ支給シナケレバ何ニモナラナイト思
フガ、當局ノ考ハドウデアルカト云フヤウ
ナ御質問ガゴザイマシタ、厚生省ニ於テモ
同様ノ感ジヲ持ツテ居ル、十年乃至十五年ノ
期間ニ補助ヲ與ヘテ居ルガ、當初ハ大體豫
算ノ都合上千圓ヲ限度トシ、後年度ニ於テ
澤山支給スルコトニナツテ居ル、市町村等ニ
於テハ、事業ヲ始メルニ付テ、國庫補助モ
アルカラト云フノデ大イニ乘氣ニナルガ、
財政的援助ト云フ建前カラ云フト、實ハ金
ガ死ンデ居ルヤウナ形ニナツテ居ル、故ニ假
令補助ガ今少シ減ツテモ、當初カラ補助ヲ與
ヘナケレバ有效デハナイト思フト云フ答辯
デアリマス、尙相當水道補助全體ノ方針ニ
付テハ、財務當局ト更ニ協議ヲ致ス考デア
ル、委員會ニ於キマシテハ五萬未滿ノ小都
市ト言ヘバ、現在我ガ國ニ於テ一萬二千有
餘ノ市町村ノ中、一萬一千餘ヲ占メテ居ル
大多數デアツチ、ソレヲ全額國費ヲ以テ水道
ヲ敷設スルト云フコトハ、到底現下ノ財政
上ハ許サレナイ、政府ハ今日迄一萬以上ノ
小都市ニ付テハ、四分ノ一若シクハ六分ノ
一ノ補助ヲシテ居ルガ、ソレスマ十 分ナコト
ガ出來テ居ラナイ、政府ハ今日迄一萬以上ノ
メラレタ補助スラ十分ニ出來ナイ爲ニ、町
村等ニ於テハ非常ニ困ツテ居ル現狀デアル、
此ノヤウナコトガ此ノ請願ガ提出セラレタ

ノ日本輕金屬會社ハ厚キ保護ヲ下ニ既存ノ
國產原料ヲ使用スル企業ヲ壓迫スル結果ト
ナルノデハナイカ、更ハ「國際貸借ノ關係ニ於
テハ今日ノ時局ハ最早生産費ナドヲ云々ス
ル時期ハ既ニ過ギテ居ル、巨額ノ國帑ヲ費
シテサヘ國內產金ニ努ムル時代デハナイカ、
一粒ノ金ノ外國流出サヘモ惜マルベキ今日
ニ於テ、「アルミニウム」生産擴充ノ爲トハ
言ヘ、當局ガ今回主トシテ外國原料ヲ使用
スル會社ノ充實計畫ヲ圖ラル、ノハ矛盾デ
ハナイカ、況ヤ我國ニハ「アルミニウ
ム」原料ハ相當ニ存在スルノデハナイカ、
又輕金屬工業ノ技術モ我國ニ於テ相當見
ルベキモノガアル、今一ト息助長指導ヲ與
ヘレバ、立派ニ外國ノ此ノ種工業ニ匹敵シ
得ルニ至ルコトト考ヘラレルガト云フヤウ
ナ議論ガ、本委員會ヲ通ジテ幾多ノ委員ヨ
リ繰返シテ發セラレタ疑問デアリマシタ、
是等ノ問題ニ對シマシテ政府當局ハ、現下
事變ニ際シテ「アルミニウム」製造額ノ不足
ハ誠ニ痛感セラル、即チ何ヲ措イテモ短
時日ニ所要ノ數量ノ獲得ヲ圖ラネバナラヌ、
時恰モ日本輕金屬會社ノ企業目論見が出來
上ツタノデアル、之ヲ助成育成スルノ外ニ、臨
機ニ多量ノ輕金屬ヲ得ルノ途ガナインデアル、
日本輕金ノ設立ニ依リ、既設會社ガ壓迫ヲ
蒙ルガ如キコトハナイト信ズル、又新設會
社ガ主トシテ外國原料ヲ使用スルコトハ極
メテ短時日ニ多量ノ生產高ヲ目論ム、誠ニ

已ムヲ得ザル臨機ノ處置ト致シテ仕方ガナ
イノデアル、之ニ依テ當初ヨリノ國產原料
使用ノ企業ノ保護助成ノ根本方針ハ少シ毛
變更ハ致サナイ、現ニ昭和十四年度ノ豫算
ニ於テモ、國產輕金屬工業ノ保護助成費ト
シテ三十五萬圓ヲ計上シ、昭和十八年度迄
ニハ百八十萬圓ニ上ル豫算ナル、更ニ言
ニハ該方針ハ尙又或委員ヨリ、南工
業ガゴザイマシタ、尙又或委員ヨリ、南工
省ニ於ケル技術陣ノ潤渴ガ、抑ミ、今回ノ如
キ認識不足ナル新會社ノ設立ヲ生ミ、將又
既設企業ノ事業擴張、資材供給、認可ノ遲
延ヲ結果スルノデアル、蓋シ商工省ハ從來
監督行政ヲ主ドシテ行ヒ來ツタノニ、近頃ハ
時局ノ影響ニ依リ、新タニ實際的ノ仕事ヲ
扱ハザルヲ得ザルニ至リ、是等ヲ判斷スベ
キ能力アル技術陣ノ缺乏ニ惱ム次第デアル、
當局ハ此ノ點ニ關シ如何ニ感ゼラル、カトハ
云フ質問ニ對シマシテ、當局ハ、最近技術
者ノ不足ハ之ヲ認メルケレドモ、漸次其ノ充
充實ニ努力シテ、又其ノ成果ヲ見ツ、アル、
仰セニ付キテハ篤ト注意ヲ致スト云フ答難
デゴザイマシタ、又本法制定後ト雖モ、國
產原料使用工業保護ノ方針ハ維持セラレタ
イ、兎モ角立法ノ精神ハ、法制定當時ハ明
瞭デアルケレドモ、之ガ運用ノ時ヲ經レバ、
漸次其ノ立法當時ノ精神ガ緩和變更セラル、
ヲ從來ノ常トス、此ノ弊ハ特ニ下級技術
者ニ於テ甚ダシ、當局ハ如何ニ考ヘラレ
ルヤ、之ニ對シマシテ政府トシテハ、仰セ
ノ點ハ御尤デアル、國產原料使用工業ノ保
護助長ノ方針ハ不變デアル、國產原料企
業ニ於テ甚ダシ、當局ハ如何ニ考ヘラレ
ルヤ、之ニ對シマシテ政府トシテハ、仰セ
ノ點ハ御尤デアル、國產原料使用工業ノ保

官ノ問題ニ對シマシテハ、能ク其ノ心得ニ付テ、御希望ニ副フヤウニ努力スル、斯ニ云フコトデアリマシタ、斯クテ質疑ヲ打切委員會ノ討議ニ付シマシタル處、一委員ヨリ二案贊成ノ意見ノ開陳ガゴザイマシタ他ノ委員ヨリ輕金屬製造事業法案ニ對シマシテハ、希望決議ヲ附シタキ旨ノ動議ガ提出シテ、多クノ委員ヨリ贊成ヲ表明セラ、又之ニ反對ノ意見モアツタノデアリマス、反對ノ御意見ハ少數ノ御意見デアリマスカラ御組合致シマスルガ、決議案ノ趣旨ニハ反對デハナカニケレドモ、國產原料ヲ將來モ使用スルト御意見ハ少數ノ御意見デアリマスカラ御組合居ルカラ、寧ロ決議案ノ如キハ附ケナイガ宜シイト云フ少數者ノ意見デアリマシタ、採決致シマシタル處、輕金屬製造事業法案ハ政府原案通り、又帝國鑄業開發株式會社法案ハ衆議院修正通り、全會一致ヲ以テ可決セラレマシタ、次ハ輕金屬製造事業法案ニ對スル希望決議案ノ採決ヲ致シマシタル處、多數ノ賛成ヲ得テ可決セラレタ事第デアリマス、只今之ヲ朗讀致シマス

○長岡隆一郎君 本員ハ只今議題ト相成ツテ
居リマスルニ二個ノ法律案ニ對シ賛成ノ意ヲ
表スル者デアリマスルガ、二案ノ中輕金属
事業法案ニ付キマシテハ、其ノ實施後ノ行
政ノ執行振りニ對シ多少杞憂スベキ點ガア
ルコトヲ感ズル者デゴザイマス、最初ニ御
断リ致シテ置キマスルガ、本員ハ既設、新
設ノ事業會社ニ何等ノ關係ヲ持テ居リマ
セヌ、又本員ハ赤貧洗フガ如クニシテ關係
會社ノ株ヲ一株モ持ツテ居リマセヌ、又何人
ノ依頼ヲ受ケテ居リマセヌ、唯本員ハ平素
輕金属工業ニ付テ異常ナル關心ヲ有スルガ
故ニ、之ニ對シテ研究ヲ怠ラザル者デアリ
マス、本法律案ノ實施ニ依リ差當リ保護ヲ
受クルモノハ日本輕金属株式會社デアリマ
ス、本會社ハ世間周知ノ如ク東京電燈、古
河「コンツエルン」、富士川電力トノ三者ノ
合作デアリマシテ、其ノ大規模生産ナルコ
ト、其ノ所要電力ノ大部分ヲ自家發電ニ依ツ
テ賄ヒ得ルコト等ニ付キマシテ優越性ヲ
持ツテ居ルモノデアリマスルガ、其ノ發表セ
ラレタル企業目論見書及企業豫算等ヲ見マ
スルト、多クノ疑問ヲ生ズル者デゴザイマ
ス、是ハ既ニ新聞紙、雑誌等ニ於テ發表セ
ラレ、世間周知ノ事實デアリマスルカラ、
私カラ申上げテ一向差支ナイト思ヒマスル
ガ、本會社ニ於テ發表シタル企業目論見書
ニ依リマスルト、其ノ原料ハ「リオ」群島、
「ビンタン」島產「ボーキサイト」礦ニ依ルモ
ノデアリマス、此ノ採掘權者ニベム會社ト
ノ東洋販賣權ニ關シ、又其ノ契約ニ付テ本
會社ト其會社トノ間ニ生ジタル爭ガアリマ
ス、又「ビンタン」等ニ於ケル「ボーキサイト」
ノ埋藏量及其ノ品質、御承知ノ通り「ボーキ
サイト」ハ天然埋藏物デアリマスルガ故

ニ、同一鑛區ニ於キマシテモ常ニ品質ノ變化ガアリマス、又波木井發電所ヲ除ク富士川ノ未開發水利使用工事竣工期日ニ關シ、或ハ「アルミニウム」電解設備、水晶石及「カーボン」ノ自給工場ノ設備費ニ關シ、或ハ電力送電設備ノ「キロ」當單價ニ對シ、或ハ電力ヲ除ク「トン」當ノ建設勘定ニ關シ、其ノ他致シタノデザイマス、不幸ニ致シマシテ政府委員ヨリハ本員ノ満足スペキ答辯ヲ得ル詳シク數字ヲ擧ゲテ特別委員會ニ於テ質疑致シタノデザイマス、本員ハ日本輕金屬株式會社ニ對シ何等ノ反感ヲ持ッテ居極メテ多キ今日ニ於テ、日本輕金屬株式會社ガ商工當局ノ期待セラル、ガ如ク圓滿ニ事業ヲ遂行セラレ、國策會社トシテ所期ノ成績ヲ擧ゲラレルヤウ、衷心ヨリ希望ヲ致シテ居ル者デゴザイマス、政府ガ本會社ヲ保護セラル、コトニ付テハ、本員ハ何ノ異存ヲ持ツテ居ル者デハゴザイマセヌ、併シナガラ日本輕金屬ヲ保護スルニ急ナルノ餘リ既設五會社、即チ日本電工、日本「アルミニウム」、日滿「アルミニウム」、日本曹達、住友「アルミニウム」ヲ顧ミザルト云フコトガ萬一アリトセバ、是ハ斷ジテ許シ難キトデアリマス、國家ノ保護助成ナカリシ時代ニ於テ、既設五會社ノ拂ッタ犠牲ハ實ハ夥シ瓦ル無配當ノ逆境ニ甘ンジテ、技術ノ向上ニ精進ヲ致シテ居リマシタ、本員ハ昨年臺

瀬南部ニ在リマスル某工場ヲ視察ニ參リ、工場長ノ慘澹タル苦心談ヲ承リマシテ、實ハ感服致シタコトガアル、富山縣ニ於ケル某會社ノ某工場ニ於テ、今日世界ニ誇ル優秀ナル「カーボン」ヲ造り得ルヤウニ至ル迄ニハ、實ニ涙グマシイ程ノ苦心ガ潜メラレテ居ルノデアリマス、常識カラ申スナラバ「アルミナ」若シクハ「アルミニウム」ノ增産ヲ獎勵セラル、ナラバ、既設會社ノ増産計畫ヲ獎勵セラル、コトガ當然ト考ヘマス、過去ノ貴重ナル經驗ト技術ヲ利用セラルルコトハ、是ハ當然過ギル程當然ト思ヒマス、商工當局ハ既設會社ニ對シ增産ヲ慾憇シタリト申シテ居ラレマスルケレドモ、現ニ日本電工、日滿「アルミニウム」ノ增產計畫ガ出願以來約半年當局ノ御手許ニ於テ握リ潰サレタ事實ガゴザイマス、又日本輕金屬ノ創立ニ當リマシテ、當局ハ既設五會社ニ對シ日本輕金屬ニ出資シ、日本輕金屬ノ株ヲ持ツヤウニ熱心ニ勸誘セラレタル歴然タル事實ガゴザイマス、既設會社ト致シマシテハ、海ノモノトモ山ノモノトモ分ラナイ日本輕金屬株式會社……「アルミニウム」製造ニ付テハ殆ド經驗ヲ有セズ、僅カニ日本アルミニウム會社ヨリ譲受ケタル「ドイツ」人技師ヲ賴リトスル日本輕金屬株式會社ニ出資スル經濟上ノ餘力アリト致シマスルナラバ、寧ロ既設會社ニ於テ過去ノ經驗ト技術ヲ利用シ、増產計畫ヲナサシムベキガ當然デアル、此ノ點ニ於テモ政府ノ御考慮ヲ促スベキ幾多ノ理由ガアルト存ジマス、本案ニ於テ租稅ノ免除、土地收用法ノ

適用等ニ付キマシテ、幾多ノ恩惠ヲ興ヘラレルコトニ付キマシテハ、當業者ハ感謝致シテ居リマセウ、併シナガラ本法案實施ノ爲ニ許可、認可事項ハ著シク増加シテ参リ、當局ガ斯業ニ干涉セラル、權限ハ益强大ト相成ツテナルノデアリマス、本員ハ既設五會社ノミナラズ、新設ノ東洋「アルミニウム」、東洋金屬、朝鮮塗素、朝鮮理研金屬等ノ諸會社ニ對シ、又日滿「ブロッケ」ニ屬スル滿洲輕金屬ニ對シテモ、又目下國產原料ヲ以テ「アルミナ」若シクハ「アルミニウム」ヲ製造セムトシ又ハ製造シツツアル日東化學工業、國產輕銀工業、淺田化學工業、大阪窯業「セメント」等ノ諸會社ニ對シテモ、一視同仁ノ態度ヲ以テ臨マレムコトヲ希望致シマス、國產原料ニ依ル「アルミニナ」若シクハ「アルミニウム」ヲ製造スル事業ニ對シテハ、國家非常ノ場合ニ於ケル關係ヲ考慮致シマシテ、「ギリシャ」デアルトカ、「ヂョホール」デアルトカ、或ハ蘭領印度「インド」デアルトカ、國外原料ニ依存スル製造工業ニ對スルヨリハ、寧ロ一層之ヲ保護助成スル必要アリト信ズルニ拘ラズ、當局ノ方針ハ全ク是ト逆行スルヤウニ思ハレマス、當局ノ配付サレマシタ日本「アルミニウム」工業組合定款、是ハ商工大臣ノ御認可ヲ經テ出來タ工業組合デアリマス、其ノ定款ヲ見マスルト、第三條ニ於テ「本組合ノ地區ハ東京府、大阪府、神奈川縣、長野縣、富山縣及愛媛縣トス」トアリマシテ、巧ミニ地域的ニ國產原料ヲ以テ「アルミナ」ヲ製成スル者ヲ殆

ド全部除外シテ居ラレル、同第五條ニ於テ「本組合ハ地區内ニ於テ本社又ハ工場ヲ有シアルミナヲ原料トシテ「アルミニウム」ノ製鍊ヲ業トスル者及「ボーキサイト」ヲ原料トシテ「アルミニウム」製鍊用「アルミニナ」ノ製造ヲ業トスル者ヲ以テ「アルミニウム」ノ規定シテアリマシテ、原料的ニモ巧妙ニ國產原料ヲ以テ「アルミニナ」ヲ製造スル業者ヲ除外シテ居ラレルノデアリマス、其ノ結果同三十六條ノ規定即チ「本組合員ハ組合員ノ使用スル「フィルター・クロース」ヲ委託ニ依リ購入シ之ヲ供給ス」トアリマスルガ故ニ、國產原料ニ依リ「アルミニナ」ヲ製造スル當業者ハ、製造工程ニ於テ絶對必要ナル「フィルター・クロース」ヲ得ルコトニ非常ナル困難ヲ感ジテ居ルノデアリマス、私ハ何ガ故ニ國產原料ヲ使用スル當業者ヲオイヂヌニナルカ、ドウシテモ了解出来マセヌ、本員ノ知ル範圍内ニ於テモ、國產原料ヲ使用スル業者トシテ、岩手縣黒澤尻ニ於テ岩手粘土ヲ原料トシテ「アルミニウム」ヲ製造スル會社アリ、沖繩縣大東島ニ於テ磷酸礬土鑛ヲ使用シテ「アルミニウム」ヲ製造スル會社アリ、兵庫縣ニ於テ朝鮮玉埋山ノ硫酸礬土ヲ原料トシテ「アルミニナ」ヲ製造セムトスルモノガアリマス、又滿洲ニ於テハ礬土貢岩ヲ材料トシテ、「アミニウム」ヲ製造セムトスルモノガアリマス、是等ニ對シテハ國防上ノ見地ヨリ、又國產獎勵ノ意味合ニ於テ、當局ニ於テハ指導獎勵ヲ爲サルベ

某々會社ニ於テ製造工程上當然必要ナル資
料ノ供給ヲ、當局ニ於テ阻止シテ居ラレル
事實ガアリマス、一例ヲ舉グレバ某會社ノ
製造工程ニ於テ缺クベカラザル「ブリュー」
アスペクト」ノ供給ヲ遮ツテ居ル歴然タル事
實ガアル、苟モ電解トハ何デアルカ、奇性
曹達トハ如何ニシテ造ラレルカ、硫酸曹達
ハドウシテ出來ルカ、即チ輕金屬工業ノイ
ロハヲ知シテ居ル者ナラバ「ブリュー」アス
ペクト」ガ或工程ニ於テ如何ニ缺クベカラ
ザルモノアルカハ常識的ニ了解出來ルノ
デアリマス、今日ノ現況ニ於キマシテハ「ホ
ワイト・アスペクト」デハ到底駄目デス、
當局者ハ恰モ鶏ニ餌ヲ與ヘズシテ卵ヲ産メ
ト命令シテ居ラレルヤウナモノアリマス、
當局者 口ヲ開ケバ國產原料ニ依ル「アル
ルミナ」ヲ以テ「ジエラルミン」用ノ「アル
ミニウム」ヲ造リ得ルノミナラズ、歐米製
ハレマス、然レドモ今日國產原料ニ依ル「ア
ルミナ」ヲ以テ「ジエラルミン」用ノ「アル
ミニウム」ヲ造り得ルノミナラズ、歐米製
品ニ比シ、其ノ性能ノ優秀ナルコトハ、過
日……、……本部ニ於テ開催セラレタル技
術者會議ニ於テ認定セラレタル事實デアリ
マス、又當局者ハ國產原料ニ依ル製品ハ
「ボーキサイト」ニ依ル製品ニ比シ、採算上
不利益デアルト辯明致サレテ居リマスルガ、
當業者ガ採算ノ引合ハナイ事業フ企ルト云
フコトハ、常識上はハ想像致サレマセヌ、
テモ理解ガ出來マセヌ、本員ハ本法ガ公平

ニ施行セラレルコトヲ希望シ、又二三ノ財閥ノ便宜ヲ圖ルモノナリト云フ世上ノ誤解ヲ一掃シ、既設新設ノ各會社ニ對シ、當局ニ於テ一視同仁ノ態度ヲ執ラレ、特ニ國產原料ヲ使用スル者ニ對シテハ、工商當局ニ於テ白眼視的ノ態度ヲ執ラレルコトナク、寧口保護助成ノ態度ニ出デラレルヤウ本員ノ希望ヲ開陳致シマシテ、本案ニ賛成スル者デアリマス

テ、其ノ器具、機械、施設、殊ニ原料ガ之ヲ國外ニ求ムル場合ニ於キマシテハ、直チニ國際收支ノ上ニ影響ヲ來スノデアリマス、サウデアリマスカラ生産擴充ト云フモノハ、萬已ムヲ得ザル場合ノ外總テ之ヲ國內ノ資源ニ求メルト云フコトハ、是ハ申ス迄モナイコトデアリマス
ク）
〔副議長候爵佐佐木行忠君議長席ニ著

マス、併シナガラ其ノ多クノ計畫へ皆成功致サナカツタノデアリマス、然ルニ數年前、理化學研究所ノ理學博士ノ鈴木庸生氏ガ鑿土貢岩ヲ以チマシテ乾式ニ依ッテ「アルミナ」ヲ製造スルト云フ特許ヲ得マシタ、私ハ鈴木博士ガ友人デアリ、又色々ノ關係カラシマシテ、如何ニ鈴木博士ガ非常ナ缺乏ノ中ニ、

ニ施行セラレルコトヲ希望シ、又二三ノ財閥ノ便宜ヲ圖ルモノナリト云フ世上ノ誤解ヲ一掃シ、既設新設ノ各會社ニ對シ、當局ニ於テ一視同仁ノ態度ヲ執ラレ、特ニ國產原料ヲ使用スル者ニ對シテハ、商工當局ニ於テ白眼視的ノ態度ヲ執ラレルコトナク、寧ロ保護助成ノ態度ニ出デラレルヤウ本員ノ希望ヲ開陳致シマシテ、本案ニ贊成スル者デアリマス。

○議長(伯爵松平頼臺灣君) 子爵井上匡四郎君

〔子爵井上匡四郎君演壇ニ登ル〕

○子爵井上匡四郎君 私モ只今議題トナッテ居リマスル輕金屬製造事業法案ニ付テ贊成ヲ致ス者デアリマス、只今長岡君カラ詳細ニ御述ニナリマシテ、私ハ之ニ蛇足ヲ加ヘル必要ガナイヤウデアリマスガ、唯私ハ今迄ノ私ノ經歷ニ於キマシテ、偶然ニ此ノ「アルミニウム」事業ト云フモノト接觸ヲスル機會ガアツト云フコト、又私ガ多少トモスウ云フ事業ヲ理解シ得ル知識ヲ持ッテ居ト云フ二ツノ點カラ、結論ニ於テハ只今長岡君ノ述ベラマシタ所ト全ク同一デアリマス、贊成ハ致シマスルガ、私ハ已ムヲ得ズ贊成致ス者デアルノデアリマシテ、其ノ見地カラ長岡君ト違ツタ角度カラ此ノ問題ニ付テノ意見ヲ具陳シテ見タイト考ヘマス、現在ノ政府ノ施設ノ中デ最モ重要ナル點ハ、生産擴充及國際收支ノ改善デアルト云フコトハ申ス迄モナイノデアリマス、而シテ此ノ兩者ハ互ニ密接ニ相關聯シテ居ルト考ヘ、ルノデアリマス、即チ生産擴充ニ於キマシテ、其ノ器具、機械、施設、殊ニ原料ガ之ヲ國外ニ求ムル場合ニ於キマシテハ、直チニ國際收支ノ上ニ影響ヲ來スノデアリマス、萬已ムヲ得ザル場合ノ外總テ之ヲ國內ノ資源ニ求メルト云フコトハ、是ハ申ス迄モナニコトデアリマス。

〔副議長侯爵佐佐木行忠君議長席ニ著ク〕

本年ノ政府ノ提案セラレマシタ種々ノ施設ノ中ニモ、此ノ趣旨ニ依リマシテ非常ナ不利益ヲ忍ンデモ、國內ノ資源ニ依ッテ生産擴充ヲシテ行カウト云フ案ガ數多提出サレテ居ルノデアリマス、デ是等ハ申ス迄モナク自由經濟主義ノ見地カラ之ヲ見マスト云フト、到底容レルコトノ出來ナイ案デアリマスルガ、現在ノ非常時ニ於キマシテハ、是ハ最モ時機ニ順應シタ案ト考ヘマシテ我々ハ協賛ヲ與ヘテ來テ居ルノデアリマス、然ルニ茲ニ問題トナッテ居リマス所ノ此ノ輕金属製造事業法案ヲ見マスト云フト、前ニ述べマシタ所ノ趣旨ト甚ダ逆行シタ觀念ノ上ニ立案セラレテ居ルト云フコトヲ、私ハ甚ダ遺憾ニ考ヘルノデアリマス、デ之ニ付テハ少シ日本ノ「アルミニウム」製造業ト云フモノノ現狀ニ付テハ最モ短簡ニ茲ニ御話致ス必要ガアルト考ヘマス、我ガ國デ「アルミニウム」ヲ製造シナケレバナラヌト云フ考ハ古イ考デアリマシテ、幾多ノ學者ガ幾多ノ考案ヲ凝シマシテ特許ヲ得、又幾多ノ資本家ガ其ノ特許ニ依ツテ相當ノ金ヲ今迄ニ費サレテ居ルノデアリ

マス、併シナガラ其ノ多クノ計畫へ皆成功致サナカツタノニアリマス、然ルニ數年前、理化學研究所ノ理學博士ノ鈴木庸生氏ガ鑿木博士ガ友人ニアリ、又色々ノ關係カラシマジテ、如何ニ鈴木博士ガ非常ナ缺乏ノ中ニ、此ノ困難ナル新シイ方法ヲ育テ上ゲルト云フコトニ付テ、如何ナル苦心ヲセラレタカト云フコトハ、私ハ之ヲ目擊シテ能ク承知シテ居ルノデアリマス、其ノ當時ニ於キマシテハマグ「アルミニウム」ガ自由ニ輸入スルコトノ出來ル時代ニアツタノニアリマス、サウデアリマスカラ現在トハ其ノ事情ガ非常ニ違ヒマシテ、是ガ相當經濟的ニ成立シナケレバナラスト云フ、ソコニ工業上ノ最モ困難ナル問題ヲ前ニシテ、此ノ研究ヲ續ケラレタノデアリマス、而シテ大體「アルミニウム」一「トン」千圓以下デ製造シ得ルト云フ、鈴木博士ハ確信ヲ述ベラレマシテ、其ノ後此ノ方法ヲ實際ニ採用致シマシタモノガ、現在ノ日滿「アルミニウム」株式會社ト云フモノデアリマス、此ノ鈴木法ト云フモノハ、勿論日滿「アルミニウム」會社ガ此ノ方法ヲ採用致シマシタ後ニ、會社ニ於テ幾多ノ改良、改善ガ加ヘラレタニアリマセウ、而シテ此ノ事變前ニ其ノ會社ハ立派ニ成立致シテ、相當ノ利益ヲ得テ居ツタ、會社トシテ成功致シタノデアリマス、一方又茲ニ、ト申シマスト、是ハ皆歐米何レノ國モ「ボ

「アルミニウム」ト云フ鑛石ヲ原料ト致シマシテ、而シテ皆同一ノ方法ニ依リテ「アルミニウム」ヲ製造シテ居ルノデアリマス、勿論内ハ勿論、國外ニ於テ、日本ノ近クニ於テ「ボーキサイト」ガナイカト云フコトハ、長ク之ヲ求メタノデアリマス、而シテ唯一ツ茲ニ東洋ニ於テ存在ヲ認メラレマシタモノハ、只今長岡君カラ述ベラレマシタ蘭領印度ノ「ビンタン」島ノ「ボーキサイト」デアリマス、此ノ「ボーキサイト」ノ存在ハ相當古クカラ我々ハ知リテ居ツタノデアリマス、サウデアリマスカラ色々々ノ會社ガ人ヲ派遣シマシテ、何トカ此ノ「ボーキサイト」ト關係ヲ付ケタイト云フコトハ、屢々試ミラレタノ途次、「ペルリン」デ萬國動力會議ト云フモデアリマス、私ガ千九百三十年ニ國際聯盟ノ日本代表トシテ「ジュネーヴ」ニ行キマスシタカト云フコトハ、最モ短簡ニ御話致シマスガ、ソコニ蘭領印度ノ殖產局長ト云フヤウナ人ガ出席シテ居リマシテ、偶然ニモ向フカラシテ私ニ、アノ「ビンタン」ノ「ボーキサイト」ハ、「オランダ」政府ガアノ原 料ヲ以テ「アルミニウム」工業ヲ起サウカドウカト云フコトガ長ク問題ニナッテ居リマシタカラ、日本カラ色々々ノ人ガ見エタガ、自分ハ之ニ許可スルコトハ出來ナカッタノデアル、自分ハ今職ヲヤメテ歸國ノ途中ニアルガ、自分ガ蘭領ヲ出發スル前ニ、既ニ

本國ニ於テハアノ原料ヲ以テ「アルミニウム」工業ヲ起サナイト云フコトガ決定シタノデアルカラ、早ク日本デアノ原料ヲ取ッタラ宜カラウト云フ話ヲ私ニ向フカラシタノデアリマス、ソレハ「ベルリン」ノ話デアツタノデアリマスガ、其ノ後數箇月シマシテ、私ハ聯盟ヲ終ツテ「パリー」ニ行キマシテ、偶然ニ其ノ當時ノ三菱商事ノ支店長ニ其ノ事ヲ話シマシタ、私ガ歸國致スヨリ早ク日本ニ其ノ報ガ傳ハツテ居リマシテ、私ガ日本ニ歸リマスヤ否ヤ古河、三菱系、即チ今ノ日本「アルミニウム」系デアリマスカガ、其ノ方ガ是モ私ノ知人デアリマスガ、早速私ノ所ニ見エマシテ、自分ノ會社ヲアチラニ紹介シテ吳レ、人ヲ遣ルカラ紹介シテ吳レト云フヤウナ色々ノ依頼ヲ受ケタノデアリマス、話ヲ簡単ニ申上げマシタカラ續キガ惡イカトモ思ヒマスガ、其ノ間ニ其ノ「ビンタン」ノ鑛山ト云フモノハ「オランダ」ノ政府カラ或「オランダ」ノ會社ガ引受ケマシテ、其ノ會社カラ私ノ所ニ亦色々ナ通信ヲシテ來テ居タノデアリマス、私ハソレキリ此ノ問題ニハ携ハラナカツタノデアリマス、ム「會社」ガ、此ノ「ビンタン」ノ鑛石ヲ以テ成功スル會社ガ出來テ參リマシテ、日本「アルミニウム」會社初メ「ビンタン」ノ鑛石ヲ使ツテ居ラレルノデアリマス、私ハ此ノ日本「アルミニウム」ノ鑛石ノ販賣權ヲ今デモ持ツテ居ラレルモノノ如ク漠然ト考ヘテ居タノデアリマスガ、此ノ特別委員會ニ於テ、又只今

「ビンタン」ノ鑛石ノ販賣權ト云フモノニ付テモ、國內ニ於テマダ色々々經緯ガアルト云フヤウナコトヲ聞キマシテ、之ニハ色々相當ノ理由ガアルコトハ存ズルノデアリマスルガ、此ノ非常時ニ於テ、斯ウ云フ兎ニ角重要ナ原料ニ付テ、國內ニ於テノ經緒ガアルト云フヤウナコトハ私ハ第三者ト致シマシテ如何ニモ是モ亦遺憾ニ思フ一つノ點デアルノデアリマス、ソコデ現在日本ニアリマス所ノ「アルミニウム」會社ノ、實際ニ「アルミニウム」ヲ造ッテ居ル會社ハ、原料トシテハ鈴木博士ノ法ヲ用ヒテ居リマス所ノ日滿「アルミニウム」會社、是ハ日滿ト申シマスト、如何ニモ滿洲ニ關係アルヤウデアリマスガ、初メハ滿洲ノ礬土貢岩ヲ使フト云フ考カラ、是モ鈴木博士ガ滿洲ニ居ラレテ、滿洲ノコトヲ知ッテ居ラレタト云フコトカラ滿洲ノ礬土貢岩ヲ考ヘタノデアッテ、決シテ滿洲デナケレバ礬土貢岩ノ即チ是ハ國產ノ原料ヲ使フ會社、ソレトガナイト云フ意味ハ少シモナイノデアリマス、此ノ日滿「アルミニウム」會社ト云フモノデアッテ、決シテ滿洲デナケレバ礬土貢岩佳友系ノ「アルミニウム」會社ガ國產ノ原料ヲ使ッテ居ルノデアリマス、併シ先程長岡君ノ述べラレマシタ三ツノ大キナ「アルミニウム」會社ト云フモノハ、此ノ外國產ノ、蘭領產ノ「ビンタン・ボーキサイト」ヲ使ッテ居ルノデアリマシテ、日本產ノ鑛石ヲ使ッテ作りマシタ所ノ「アルミニウム」ト云フモノト、蘭領ノ、外國產ノ原料ヲ日本ニ持ツテ來テ

造リマシタ「アルミニウム」ト云フモノト、其ノ出来マシタ「アルミニウム」ノ純粹度……化學性分ハ全ク同一ノモノデアッテモ、其ノ間ニ優劣ガアルカドウカト云フ問題デアルノデアリマス、此ノ問題ハ特別委員會デ到頭モ、同ジ純度ノモノガ出來マス、ソコ迄ハ能ク承認サレテ居ルノデアリマス、併シナガラドウモ日本ノ原料ヲ使ツテ出來マシタ「アルミニウム」ハ、外國ノ原料ニ使ツテ出來タ「アルミニウム」ト同ジ純度デアッテモ、之ヲ加工スルノニドウモ工合方惡イヤウデアルト云フ、漠然タル答辯デアルノデアリマス、私ノ手許ニアリマスル所ノ材料ハ是ハ公表ヲ許シマセヌガ、他ノ意味ニ於キマシテ、外國デ出來マシタ所ノ「アルミニウム」ト、日本デ以テ原料如何ニ拘ラズ出來タ日本產ノ「アルミニウム」トノ間ニ優劣アリヤト云フ、詳細ナル試験ヲシタモノノ前ニ有シテ居ルノデアリマス、ソレカラ間接ニ日本デ出來マシタ「アルミニウム」ノ間ニハ、優劣ガ私ハ見出シ得ナイノデアリマス、私カラ考ヘマスト云フト、兎ニ角日本ノ原 料ヲ使ツテ製造スル所ノ「アルミニウム」事業ト云フモノハ、少クトモ其ノ程度ニ迄ハ、ガアルト致シマシテモ、此ノ非常時ノ場合ニ於テ、其ノ位ナ不便ハドウカシテ是ハ克スカラ、多少トモ加工上ニ都合ノ惡イ點服シナケレバナラストシテ、事業家ヲ獎勵

シ激勵シテ、サウシテ生産擴充ニハ日本ノ
材料ヲ使ッテヤルベシト云フコトヲ、擴充者
ニ強要シテコソ、初メテ國策ニ順應スル政
策デアルト私ハ考へルノデアリマス、況ヤ
此ノ出來ル所ノ、日本ノ原料ヲ以テ造ル所
ノ「アルミニウム」ハ、私等ノ見ル所ニ於テ
ハ、何ニモ外國ノ原料ヲ持ッテ來テ出來タ
所ノ「アルミニウム」ト優劣ガナイ、或場合
ニ於テハ、是ハ専門的ニナリマスルガ、特
殊ノ目的ニハ却テ日本ノ原料ヲ使ッタモノ
ノ方ガ良イト云フ場合サヘアルノデアリマ
ス、政府ニ之ヲ質シマスルト云フト、生產
擴充ヲ急速ニシナケレバナラナイ、ソレデ
外國ノ礦石ニ依存スルノ已ムヲ得ナカッタ
ノデアルト云フ御答辯モアルノデアリマス、
併シナガラ此ノ生產擴充ノ可能ナリヤ不能
ナリヤト云フコトハ、是ハ現在ニ於キマシ
テハ、長岡君モ既ニ「アルミニナ」ノ材料ニ付テ
ハ縷々述ベラマシダカラ、私ハ茲ニ之ヲ重
複シテ申上ゲルコトヲ避ケマスガ、礫土貢岩
ト云ヒ、其ノ他岩手縣、青森縣邊リニ最近發
見サレタ所ノ材料ト云フモノハ、私モ責任ヲ
以テ之ヲ申上ゲ兼ネマスガ、併シナガラ政府
モ同ジヤウニ申サレテ居リマス、一億萬「ト
ン」ニ達スルモノガアルヤウデアルト云フ
ヤウナコトモ申サレテ居ルノデアリマスガ、
モノハ、是ハ材料ニアラズシテ電力デアルノデ
アリマス、サウデアリマスカラ今度出來マ
ヘルノデアリマス、擴充ノ可、不能ト云フ
ス會社ハ日本輕金株式會社ト申シマスカ、
サウ云フ莫大ナル二億萬圓モ將來使ハナケ

レバナラスト云フヤウナ、大キナ「アルミニウム」製鐵會社、ガ出來ルノデアリマシテ、其ノ會社ハサウ云フ電力、……電源ヲ持ッテ居ルノデアリマスカラ、サウ云フ會社ノ出願ガアリマシタナラバ、オ前ハ此ノ電力ヲ以テ日本内地ニアル原料ヲ以テ、内地ニ其ノ方法……是ハ色々ノ方法ガアリマス……ニ依ッテ「アルミニウム」ヲ製造スベキデアルト云フコトヲ從漁スペキデアルト私ハ考ヘルノデアリマス、急速ニ充實ヲ圖ルカラ、外國ノ資源ニ依ラナケレバナラスト云フコトノ政府ノ御説明モ、私ハ之ヲ承認スルコトハ出來ナイノデアリマス、「アルミニウム」ヲ造ルノニ絶對ニ「ボーキサイト」デナケレバナラスト云フ觀念ハ、是ハ私ハ少シ政府ハ達觀シテ戴キタイト考ヘルノデアリマス、數年前當時ノ鞍山製鐵所ガ殆ド失敗ニ終リマシタ場合ニ、私ハ其ノ時ニ、貧礦ノ選礦ノ必要ヲ唱ヘテ、當時議員諸君ニモ小サナ書キモノヲ御配リシタト記憶シテ居リマスガ、其ノ當時ニ於テハ貧礦ヲ選礦スルナドト云フコトハ、殆ド世ノ中ハ、或ハ嘲弄ヲ以テ之ヲ迎ヘタノデアリマス、併シナガラ現在ニ於テハ資源ヲ誇ル「アメリカ」ニ於テモ、貧礦ノ利用ト云フコトガ盛ニ現在ニ於テハ研究サレテ居ルノデアリマス、ソレガニ確言スルコトガ出來ルノデアリマス、而シテ「アルミニウム」ノ資源ト云フモノハ、將來ニ起ル問題デアルト云フコトハ私ハ茲唯二十年間ノ歴史デアリマス、世界モ此ノ「ボーキサイト」ノ缺乏ト云フコトハ、近キ将来ニ起ル問題デアルト云フコトハ私ハ茲ニ確言スルコトガ出來ルノデアリマス、而シテ「アルミニウム」ノ資源ト云フモノハ、

トト云フモノハ水酸化物デアリマスガ、
硅酸鹽ニ其ノ資源ヲ求メナケレバナラヌ時
ガ必ズ近キ將來ニ於テ來ルト云フコトハ、
當然ナコトデアルノデアリマシテ、此ノ鈴
木君ノ方法ト云フモノハ、即チ硅酸鹽ノ形
ニアル「アルミニウム」ヲ利用シヨウト云フ
考デアルノデアッテ、從ツテ其ノ利用範圍ト
云フモノハ社ハ非常ニ廣イト考ヘルノデア
リマス、少シ議論ニ瓦リマスガ、我々人類
ハ將來ハ「アルミニウム」ニ依存シナケレバ
ナラヌ強イ天然性ヲ私ハ持ツテ居ルト考ヘ
ルノデアリマス、地球ノ地殼ヲ構成シテ居
リマス所ノ元素ヲ考ヘマスト云フト、酸素
ト硅素トヲ除キマシテハ、是ハ酸素ト硅
素ガ著シイ部分デアリマスガ、其ノニツノ元
素ヲ除キマシタ後ニ於キマシテハ、鐵ヨリ
モ遙カ「アルミニウム」ノ量ノ方ガ多イノデ
アリマス、是ハ學者ニ依ツテ其ノ數字ハ違ヒ
マスガ、大體ニ申シマスレバ、地殼ヲ構成
シテ居ル所ノ鐵ノ量ト云フモノハ四・五〇
「パーセント」カラ五・〇三「パーセント」ノ
間ニ學者ノ說ガ動イテ居リマス、之ニ對シ
テ「アルミニウム」ハ七・八五カラ八・〇五ト
云フ位ノ間ニ、學者ニ依ツテ數ハ違ヒマス
ガ、大體倍ニ近イ「アルミニウム」ヲ我々ノ
地球ノ地殼ト云フモノハ持ツテ居ルノデア
リマス、此ノ大部分ト云フモノハ硅酸鹽ノ
形ニ於テ存在シテ居ルノデアッテ、吾人ノ將
來ハ必ズ、イツノ日カ非常ニ「アルミニウ
ム」ト云フ金屬ニ依存シタ生活ヲシナケレ
バナラヌト云フ時代ガ、將來ニ來ルト云フ
コトハ自然ノ然ラシムル所デアルト私ハ考

ヘルノデアリマス、サウデアリマスカラ私
ハ政府ハ少シ大勢ヲ達觀スル所ノ明ヲ有セ
ラレテ、所謂事業界ヲ指導スルダケノ卓見
ヲ有シ、事業者流ノ宣傳ニ惑ハサル、コトナク、超然タルダケノ識見ヲ有セラレタイ
ト私ハ考ヘルノデアリマス、是ガ私ガ常ニ
恒ニ政府部内ノ機構ノ改正ノ必要ヲ叫ブ所
以デアルノデアリマシテ、此ノ今回ノ案ノ卓
如キハ、其ノ局ニ當ラレル者ガ所謂技術ノ真髓ニ觸レズシテ、唯安全ヲ糊塗セムトシ
タ、生産擴充ノ本旨ニ副ハザル所ノ、而シ
テ徒ニ累フ……將來永年ニ亘テ國際收支
ノ上ニ累ヲ及サムトスル案デアルト考ヘマ
シテ、私ハ甚ダ遺憾ニ堪ヘナインデアリマ
ス、併シナガラ幸ヒ此ノ案ガ總テ實行セラ
レマスル迄ニハ尙二三年ノ歳月ヲ要スルコ
トト考ヘルノデアリマシテ、ドウカ政府ハ此
ノ間ノ事情ヲ能ク御洞察下サイマシテ、ド
ウカ國產資源ヲ利用シテ日本ノ「アルミニ
ウム」充實計畫ヲ遂行セラレルヤウニ、再
考猛省アラムコトヲ希望致シマシテ、私ハ
此ノ案ニ賛成致シマス(拍手)
イマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 是ニテ討論
ハ終リマシタ、是ヨリ兩案ノ採決ヲ致シマス、
兩案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザ
ト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ兩案ノ第一讀
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○副議長(侯爵佐々木行忠君) 御異議ナシ

ト認ヌマス

○子爵西大路吉光著 直チニ兩案ノ第一讀

曾々開カレムコトヲ希望致シマス

卷之三

官報號外

〔公爵岩倉具榮君演壇ニ登ル〕

○公爵岩倉具榮君演壇ニ登ル
映畫法案及著作權ニ關スル仲介業務ニ關スル法律案ノ特別委員會ニ於ケル審議ノ經過並ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、先づ二法案ノ要旨ヲ簡單ニ説明致シマス、第一ノ映畫法案ハ、輓近映畫ガ國民娛樂トシテ最モ主要ナル地位ヲ占ムルト共ニ、教化、宣傳、報道等ノ方面ニ於テモ顯著ナル機能ヲ發揮シ、更ニ國民藝術トシテ新タナル分野ヲ開拓シ、其ノ國家的任務ハ愈々重要性ヲ加ヘテ來マンシタノニ顧ミマシテ、映畫ノ質的向上ヲ促シ、映畫事業ノ健全ナル發達ヲ圖リ、以テ國民文化ノ進展ニ資スルガ爲ニ、先づ映畫製作業及映畫配給業ハ之ヲ許可事業トシ、映畫製作從事者ノ登錄制度ヲ實施スル外、映畫ノ製作、配給、上映ノ各部門ニ互ツテ、必要ナル制限或ハ命令ヲ爲シ得ルコトトシ、又本法施行ニ當ツテ重要事項ニ關スル、諮詢機關トシテ、映畫委員會ヲ設置スル等ノ規定ヲ設ケムトスルノデアリマス、第二ノ著作權ニ關スル仲介業務ニ關スル法律案ハ、文化ノ發達竝ニ普及ヲ期スル爲ニハ、著作者ノ權利ヲ尊重スルト共ニ、又著作物ノ利用ヲ圓滑ナラシメナケレバナラヌノデアリマスガ、從來我國ニ於テハ、著作者居ル實情ニ鑑ミマシテ、著作物利用ニ關ズ、又海外ノ著作物ヲ利用スル上ニモ、地圖的關係等ニ依リマシテ常ニ不便ヲ感ジテ著作者ノ利益ヲ擁護スルト共ニ、著作物利

用ノ簡易化ヲ圖ル爲、先づ著作權ニ關スル
仲介業務ニ許可制ヲ設ケ、其ノ業務ノ執行
ニ對シ適正ナル監督ヲ加ヘヨウトスルノデ
アリマス、以上ノ法律案ニ對シマシテ、本
委員會ハ三月二十日、二十二日、二十三日
ノ三日間、午前午後ニ亘ツテ會議ヲ開キマ
シテ、委員各位ヨリ各方面ニ亘ツテ仔細ニ、
政府當局ト質疑應答ヲ重ネマシタ、更ニ此
ノ間、法案ノ趣旨ヲ十分検討スル爲ニ懇談
ヲ致シマシテ、委員各位ト政府トノ間ニ數
心ナル意見ノ交換ガ行ハレマシタ、本審議
ノ中ニ於テ一部ハ速記ヲ中止シタ所モゴザ
イマスガ、審議ノ詳細ニ付テハ速記錄ニ讓ル
コトト致シマシテ、主要ナル點ニ付キ簡單
ニ申上ヌマス、先づ映畫法案ニ於キ、マシテ
ハ、第一ニ映畫ニ關スル行政機構ニ關シテ、
現在ノ映畫ニ關スル行政ハ極メテ消極的デ
アリ、小規模デアツテ、各方面ニ於テ分散的
ニ行ハレテ居リ、且ソレ等ノ間ニ密接ナアル
連絡ガ取レテ居ナイノハ誠ニ遺憾デアル、
映畫ニ關スル行政機構ヲ充實強化スル爲、
各省ヨリ獨立セル映畫局ヲ新設シ、内閣ニ
直屬セシムル考ハナイカト云フ質問ニ對シ
マシテ、總理大臣ヨリ、映畫ニ關シ綜合的
ニ研究シ、保護監督スルコトノ必要ハ十分
認メテ居ル、各方面ニ於テ連絡ヲ取ッテ成
ルベク不都合ノナイヤウニシタイ、唯今日
之ヲ綜合シテ一つノ機關ヲ設ケルカドウカ
ハ、尙研究ヲ要スルカラ確考ハ出來ナイ
ガ、御意見ノ點ハ十分検討シタイトノ答辯
ガアリマシタ、第一ニ本法律案ニハ取締トカ
制裁トカノ消極的方面ダケシカ規定サレテ

居ナイガ、獎勵トカ助長トカノ積極的方面ハ如何ニシテ行フ考カト云フ質問ニ對シマシテ、政府當局ヨリ、本法ニ於テハ取敢ズ法律ヲ以テ規定セネバナラニ事項ヲ定メタノデアッテ、是ノミニ依ツテ直チニ映畫ノ質的ノ保護、助成施設ヲ各方面ニ瓦ツテ講ズル必要ノアルコトハ勿論デアルカラ、各關係方面ト連絡ヲ取り、本法制定ノ趣旨ニ合致スルヤヴニ努メル考デアルトノ答辯ガアリマシタ、第三八、從業者ノ素質及教養ノ問題デアリマスガ、映畫俳優ノ映畫ヲ通ジテ社會ニ及ス影響ハ極メテ大キク、其ノ言葉、動作ガ若イ青年子女ニ直チニ反映スルノデアルカラ、彼等ノ教養施設ニ付テハ特ニ分ナル考究ヲ要スルト考ヘルガ、政府ノ方針如何ト云フ質疑ニ對シマシテ、當局ヨリ、映畫ノ發達ハ何分ニモ最近ノコトニアリ、マダ經濟的餘力ガ十分デナイ、又教師ニ該當スル者ヲ得難イコト等ガ原因ニテ、從來比較的教育ノ程度ガ十分デナカツタノデアル、此ノ養成施設ニ付テハ十分研究シ、又經費等ノ關係モアルカラ、之ガ競争ノ圖リ順次善處シテ行キタイ、尙登錄制度ノ運用ニ當ツテモ此ノ點ヲ十分ニ考慮スルトノ答辯デアリマシタ、第四八、年少者ニ社會教育ニ利用セラレル機會ガ年ト共ニ増加シテ來ルノハ、映畫ノ機能ト人ノ本性トノ關係カラ考ヘテ自然ノ趨勢デアッテ、映畫ヲ教養ニ利用スルコトハ極メテ效果ガ多イ

ノデアツテ 映畫ハ今日ニ於テハ單ナル嗜
好品デナク、寧ロ國民ニ對シテ生活必需品
トモナツテ居ルノデアル、然ルニ映畫法ノ
制定ノ結果、兒童が殆ド映畫館へ行クコト
ガ出來ナクナルノデ、兒童カラ映畫ヲ見ル
機會ヲ奪フコトニナリ、之ニ對シテハ何カ
補ヒヲセネバナラヌト思フガ、小學校等ニ
於テ講堂映畫、教育映畫ヲ盛ニスル等、之
ニ關シテ當局ノ考ヘテ居ル所ハ如何、又兒
童向ノ教育映畫ガ極メテ乏シイノデアル
ガ、之ニ對シテ如何ニ考ヘルカ、更ニ一般
ニ教育ノ方面ニ於テハ、十六「ミリ」不
燃性「ワイルム」ノ映畫ガ用ヒラレテ居ル
ガ、此ノ十六「ミリ」不燃性「ワイルム」
ハ殆ド國產品ガ無イノデアルガ、最近事
變ノ爲、爲替管理ノ關係カラ殆ド輸入出來
ナクナツタノデ、兒童向教育用映畫ガ益々少
クナツテ來ルガ、其ノ點ニ關スル當局ノ所
見如何等ノ質問ニ對シマシテ、文部大臣ヨ
リ、映畫ハ教育上效果ノ大キイモノデアル
ガ、一面方法ヲ誤ルト弊害モ亦少クナイン
デアル、殊ニ思想判斷ノ十分デナイ兒童ニ
對シテハ一段ノ注意ガ必要デアル、兒童ヨ
リ此ノ方面ノ知識ヲ奪フコトニ付テハ十分
考究シテ善處スル考デアル、講堂映畫、教
育映畫ヲ利用スルコトハ、教育上極メ云
重要デアルト考ヘルノデ、巡回映畫ヲ十分
教育ノ方面ニ利用スル考デアルトノ答辯ガ
アリマシタ、尙政府委員ヨリ年少者ニ對ス
ル制限ハ所謂劇映畫ノミニ行フ筈デアツテ、
其ノ他ノ「ニユース」映畫、文化映畫ニ對シ
テハ一般ニ制限ヲ行ハナイ、本法施行後ハ、

制限ノ結果年少者ヲ遮断スルコトハ本法ノ
本旨トスル所デナイカラ、規定ノ運用上善
處シタイ、又教育映畫ニ關シテハ映畫製作
者、興行者等ト十分懇談シテ、年少者向ノ
健全ナル映畫ノ出現ヲ獎勵シ、尙興行場ノ
雰圍氣ノ向上刷新ニ付テハ一般業者ノ自覺
自肅ヲ促スヤウ努力シタイ、更ニ十六「ミ
リ」生「ファイルム」ノ輸入量ノ減少ハ遺憾デ
アルガ、爲替管理ノ關係上資金ノ許ス限り
特ニ考慮シタイトノ答辯ガアリマシタ、第
五ニ、外國映畫ノ輸入及檢閱ニ關スル質問
ニ對シマシテ、政府當局ヨリ、事變發生以
來初メノ間ハ主トシテ金ノ流出ノ關係カラ、
外國映畫ノ輸入ヲ絶對ニ禁止スル方針デアッ
タガ、對外關係其ノ他ノ事情ニ依テ、最近
デハ條件附デ僅カデハアルガ輸入ヲ認メテ
居ル、外國映畫ガ社會ニ及ス影響ハ少クナ
イノデ、一面輸入前ニ於テ業者ト豫メ協議
懇談ヲ遂ゲ、一面檢閱ヲ特ニ峻嚴ニ行フ方
針デアルトノ答辯ガアリマシタ、第六ニ、
輸入映畫ガ我國ノ風俗及公安ニ及ス影響
ニ關スル質問ニ對シマシテ、政府當局ヨリ
風俗ノ點ニ付テハ、從來十分檢閱ヲ峻嚴ニ
行ッテ居ル積リデアルガ、今後トモ萬全ヲ期
シタイ、又公安ノ點ニ付テハ政府ニ於テ外
國映畫ノ製作者ノ種類及其ノ映畫製作ノ意
マシタ、更ニ映畫ニ依ル我國ノ藝術ノ紹
介及國情ノ宣傳等ニ關スル質問ニ對シマシ
テ、政府當局ヨリ、此ノ點ハ將來トモ十分

留意スル考デアル、尙最近日獨伊文化協定ニ依ル映畫ノ交換ノ途方講ゼラレルヤウニナツタガ、其ノ他ノ方面ニ對シテモ、我が國情ヲ紹介スルコトニ關シ、十分努力シタイントノ答辯ガアリマシタ、次ニ著作權ニ關スル仲介業務ニ關スル法律案ニ付テ主ナル質疑應答ヲ申上ゲマス、第一ニ、仲介業務ノ許可ノ方針ニ關スル質問ニ對シマシテ、政府當局ヨリ、仲介業務ハ公益ニ關スル事柄デアルカラ、團體ニ限り許可スルコトトシ、大體音樂、文藝ノ二大部門別ニ一團體ヲ新設スルコトトシ、出來レバ公益法人トシタイ、業務ノ實際ノ方法ハ外國ノ例ニ倣ヒ、信託ノ方法ヲ取ルコトガ多イダラウト考ベルガ、專ラ著作物ノ保護、利用ノ圓滑ヲ目的トシ、料金ハ我國ノ國情ニ即シタモノニ定メ、漸進主義ヲ取ッテ行キタイトノ答辯ガアリマシタ、第二ニ、第一條ニ基ク勅令ニ依ッテ定メヨウトル著作物ノ範圍如何ト云フ質問ニ對シマシテ、當局ヨリは大體文藝ニ關スル著作物、日本音樂ニ關スル著作デ、更ニ具體的ニ言ヘバ小説、脚本、樂曲ヲ有スル歌詞、寫調セラレタル演奏歌唱ヲ含ム考デアルトノ答辯ガアリマシタ、第三ニ、本法ノ施行ノ結果却テ著作者ニ不利益ニナラナイカトノ質疑ニ對シマシテ、我國ノ實情ニ應ジタ料金ニ定メルコトニナルカラ、却テ利益デアラウト考ヘルトノ答辯ガアリマシタ、尙我國ガ「ベルヌ」條約ニ加盟シテ居ル爲ニ、外國ノ著作物ヲ我ガ國ニ紹介スルニ當リ、多大ノ費用ヲ支拂ハネバナラヌコト、其ノ他種々ノ不便ガアル

カラ、寧ロ「ベルヌ」條約ヲ脫退シタ方ガ宣
イト云フ意見モアリ、又明治三十九年ノ勅
令デ、我ガ國ト「アメリカ」トノ間ニ結ベレタ
ヤウナ條約ヲ、各國トノ間ニ結ブ考ハナイ
カト云フ質疑ニ對シマシテ、當局ヨリ、專
門委員會ニ於テ日米間ノ條約ト「ベルヌ」條
約トノ關係等ニ付キ、單一ノ條約ニシヨウ
トシテ研究サレテ居ルトノ答辯ガアリマシ
タ、以上ハ質疑應答ノ主ナルモノデアリマ
スガ、詳細ノ點ハ速記録ニ譲リマス、質疑
應答ヲ終リマシテ直チニ討論ニ移リマシタ
ガ、一委員ヨリ劃期的ノ文化立法タル映畫
法案ガ、取締ト制裁ニ偏スルノハ遺憾デア
ルカラ、映畫委員會ヲ十分ニ活用シテ、映
畫ノ向上ト發達ヲ期スルヤウ圖ラレタイ
トノ希望ヲ述ベラレ、又一委員ヨリ映畫國
策確立ノ爲、政府ハ映畫局ノ如キモノヲ設
ケ、特ニ教育方面ニ留意シテ日本國民全體
ト共ニ映畫教育ニ邁進スベキデアルトノ意
見ヲ開陳セラレ、更ニ一委員ヨリモ輸出映
畫ニ付テハ十分研究シ、日本ノ眞ノ姿ヲ映
畫藝術ニ依ツテ諸外國ニ知ラシメヨトノ希
望ヲ述べテ、贊成ノ意ヲ表セラレタノデア
リマス、終ツテ兩案ノ採決ニ入りマシテ、全
會一致、原案通り可決致シマシタ、以上御
報告申上ゲマス

○予爵西大路吉光君 直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 兩案ノ第二讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問題ニ供シマス、兩案全部、委員長ノ報告通りデ御異議ハゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ兩案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 兩案ノ第三讀會ヲ開キマス、兩案全部、第一讀會ノ決議通りデ御異議ハゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長（伯爵松平頼壽君）　日程第十一、船舶建造融資補給及損失補償法案、日程第十三、海運組合法案、日程第十四、造船事業法案、政府提出、貴族院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、是等ノ三案ヲ一括シテ議題ト爲スコトニ御異議ゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」と呼フ者アリ。〕
○議長（伯爵松平頼壽君）　御異議ナシト認メ
マス　委員長後藤伯爵

船舶建造融資補給及損失補償法案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十四年三月二十四日
海運組合法案 委員長 伯爵後藤
貴族院議長伯爵松平頼壽殿 一
藏

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

委員長 伯爵後藤

一
藏

委員長 伯爵後藤
貴族院議長伯爵松平賴壽殿
造船事業法案

一藏

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

平三月二十四日

一
藏

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

○伯爵後藤一藏君　只今議題トナリマシタ
船舶建造融資補給及損失補償法案、海運組

官報號外

昭和十四年三月二十六日

貴族院議事速記錄第三十號

船舶建造融資補給及損失補償法案外一件

第一讀會ノ續

合法案及造船事業法案ノ三案ニ關スル特別委員會ノ審議ノ經過竝ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、委員會ハ去ル三月二十日ヨリ引續キ昨日ニ至リマス迄、四回ニ亘テ會議ヲ開イタノデゴザイマス、是等三法案ノ趣旨ニ説明ガアリマシタノデアリマスカラ、之ヲ省略致シマスガ、主ナル點ニ付テ申上ゲタ府當局ヨリ提案ノ理由ヲ述べラレタル際ニイタノデゴザイマス、第一、船舶建造融資補給及損失補償法案、是ハ船舶建造ニ對スル資金ヲ低利ニ潤澤ニ供給スル目的ヲ以テ、之ガ融資ヲナス金融機關ニ對シ、豫算ノ範圍内ニ於テ利子ノ補給ヲナシ、又萬一損失ヲ生ジタ場合ニハ、其ノ七割ヲ國ニ於テ補償セムトスルモノデゴザイマス、第二、海運組合法案、是ハ海運業ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲組合ヲ設立セシメ、必要ノ際ハ同業者ニ對シ強制加入ヲナサシメ、又ハ組合ノ統制ニ從ハシメムトスルモノデアリマス、第三、造船事業法案、是ハ造船業ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲造船業ヲ許可制トシ、或種ノ新シキ試ミニ對シテ豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付シ、或ハ又或場合ノ造船ニ對シテハ、豫算ノ範圍内ニ於テ造船會社又ハ船舶ノ註文主ニ對シ、助成金ヲ支給シ得ルコトトシ、尙又造船組合ヲ設立シマシテ、必要ニ應ジテ同業者ヲシテ組合ノ統制ニ從ハシメ、或ハ強制加入ヲナサシムルモノデアリマス、是等ノ三法案ハ相關聯シテ居リマシテ、我ガ國ノ最モ重要ナル産業デアル海運事業ノ發達ヲ企圖スル劃期的ノ法律デアリ

マス、併シ三法案ガ成立致シマシテモ、其ノ實行ニ付テハ現下ノ情勢ニ於テハ懸念サレル所ガ非常ニ多イノデ、遞信大臣ノ外、企畫院總裁及文部、厚生兩省當局ニモ委員會ニ出席ヲ求メマシテ、熱心ナル質疑應答ガ交サレタノデゴザイマス、此ノ三案ハ互ニ關聯致シテ居ルモノガ多イノデゴザイマスカラ、茲ニ一括綜合シテ質問中ノ主ナリモノヲ申上げマス、一、海運擴充ニ關スル一般方針如何トノ間ニ對シマシテ、政府ハ、生産擴充計畫ニ伴フ船腹ノ需要、海外航権ノ擴張並ニ國防上ノ見地等ヨリ計算シテ、昭和十七年度末迄ニハ千「トン」以上ノ船額ヲ七百五十萬「トン」ヲ保有スルコトガ必要ト考ヘル、即チ十四年度以降三年間ニ二百五十萬「トン」ヲ新造スルコトヲ目標トシテ居ル、右ニ付十六年末迄ノ所要資金額ハ九億二千萬圓ヲ豫定シ、之ニ要スル資材ヲ準備シ、造船能力モ之ニ對應スルヤウ施設ヲ擴張スル計畫デアル、又船舶乗組ムベキ船員ノ養成維持モ急務デアルノシテ、遺憾ナキヲ期スル考デアル、尙將來ハ海事行政機關ノ擴大強化ヲモ考ヘルトノ答辯デゴザイマシタ、次ニ三箇年ノ間ニ二百五十萬「トン」ヲ増加スルト云フモ、今日ノ講船臺ノ數ヨリ見テ到底不可能ノヤウニ思ハレル、又資材資金等モ今日ノ現状ヨリ推算シテ至難デハナイカト云フ間ニ對シマシテ、政府ハ、決シテ容易ナコトトハ思ハナイケレドモ、生産力擴充計畫ハ内閣ニ於テ、各方面ノ角度カラ考察檢討ヲシテ、是ダケハ

是非必要デアルト極メタモノデアリマシテ、此ノ造船計畫モ其ノ計畫ノ一部ニ包含サレテ居ルノデアル、從ツテ之ヲ造ル資材モ調達ノ出來ルヤウニ計畫セラレテ、物資動員計畫ノ中ニ織込ンデアルトノ答デゴザイマシタ、次ニ今日新造セラレル船舶ハ材料、特ニ鋼鐵ノ異常ナル高價ノ爲ニ、外國船ニ比シテ非常ニ高價デアル、斯様ニ高價ナル船ヲ多ク造ツテモ、外國トノ競争ニ堪ヘヌト思フガ、船價引下ゲノ具體案ガ別ニアルノデアルカトノ間ニ對シテ、政府ハ、從來ノ經驗ニ依レバ海運好況ノ時ハ造船ノ註文ガ殺到シ、不況ノ時ハ至ツテ閑散ニナルノデ、造船所ノ經營モ困難ニナル、ソレガ爲ニ自然ニ値段高クナル、故ニ之ヲ平均ニ造船スルヤウニ致シタイン、即チ計畫造船トスレバ造船所モ割合ニ引受ケ得ル譯デアル、併シ之ヲ實行スルニ金融業者モ警戒シテ貸出ヲセヌノデアル、ハニツノ難點ガアル、其ノ一つハ資金難ズアル、即チ不況ノ際ハ船主ニモ資金ガナクアリ、ソレデ今回造船ノ金融制度ヲ確立シテ、不況ノ時ニ造船資金ヲ得ルコトガ出來ルキテ、組合ノ力ニ依ツテ運賃ノ維持又ハ古船ノ共同繫船ノ如キ方法ニ依ツテ、新造ノ希望者ハナツアル、ソレ故ニ今回組合法ヲ設ケタノデアツテ、組合ノ力ニ依ツテ運賃ノ維持又ハ古船ノクコトガ出來ルコトニスル積リデアル、尙命令航路使用船ノ新造ノ如キモ、時期ヲ考

ヘテ平准作用ニ都合ノ好イヤウニシテ、問題ノ鋼材價格モ一定量ノ需要ガ確立スレバ引下ゲラレル、又造船事業法中ニ規定シテアル所ノ規格ヲ定ムルコトニ依ッテ、標準船型ヲ定メ、機械器具ノ規格統一ヲナス等ノ方法ニ依ツテ大量生産ヲナシ、引下ゲニ便ニスル等種々ノ方策ヲ講ズル積リデアル、次ニ鋼材價格ハ更ニ具體的數字ヲ示セバ、米國鋼材ハ日本著値段ガ「トン」百八十四圓内外デアルノニ、我ガ造船用鋼材ハ二百五十圓デアル、而シテ又一面ニ於テ海軍竝ニ鐵道用材ハ百六十圓ナリト聞イテ居ルガ、是等ノ差ハ如何ナモノデアルカ、百六十圓ガ正當デアルナラバ二百五十圓ハ暴利ト言ハナケレバナラナイ、船舶ガ増加スルト云フコトガ國家ニ必要ナリトスレバ、其ノ所要鋼材ノ價格モ十分引下ゲルノガ然ルベキコトト思フトノ間ニ對シマシテ、政府ハ、外國產ノ品物ト國內產ノ品物トノ價格ノ差ハ今日ノ現狀ニ於テ已ムヲ得ナイコトデアルコトハ御了承ノコトト思フ、國內產ニ大キナ差ノアルノハ、海軍及鐵道用材デアツテ、是ハ長イ間ノ關係デアルカラ古イ契約ル點ガアルト考ヘラレルガ、船舶用材ニ付テハ篤ト考慮スル積リデアルトノ答辯ガゴイマシタ、次ニ金融機關竝ニ貸出利息及補給利子ニ付テノ質問ニ對シマシテ、政府ハ、融資額ガ擴大スルニ付テ、銀行以外ニ信託會社、保險會社ヨリモ貸出ヲスルコトニ考慮シテ居ル、貸出利率ハ三分七厘ノ豫定ズ、補給ハ手數料トシテ一分ヲ支給シ、尙ソレ

ゾレノ金融機關ニ於ケル資金「コスト」ト三分七厘トノ差ヲ加算スルノデアルトノ答アリマシタ、次ニ船員思想ノ涵養ハ最モ重ノ思想ヤ赤化思想ノ如キハ大ニ警戒ヲ要スルコトト思フ、然ルニ船員ハ外國ノ港ニ於テ不用意ノ間ニ赤化思想ニ引込マル、虞ガ多分ニアル故、之ガ教養ニ不斷ノ注意ヲ必要トスル、近時產業報國聯盟ノ運動ガ開始セラレ、其ノ唱ヘラレル所ノ要綱ハ、誠ニ結構デアルガ、其ノ一部ニハ階級打破ノ思想ガ浸潤シテ、資本ハ認メルガ資本家ハ認メナイ等ノ考ヲ持ツテ居ル者モアルヤウニ考ヘラレル、萬一左様ナ考ヲ有スル者ガアツチ、船員ガ之ニ化セラレルヤウナコトガアツテハ誠ニ憂慮ニ堪ヘナイヤウニ考ヘルガ、政府ノ考ハ如何トノ間ニ對シマシテ、政府ハ、船員ガ外國ニ於テ惡思想ノ感化ヲ受ケルコトニ付テハ十分注意シテ居リ、漸次改善シツ、アルコト考ヘル、產業報國聯盟ハ皇國產業人タル主義ヲ以テ設立セラレ、役員ニ於テモ達識具眼ノ士或ハ政府要路ノ人々ガ參加シテ居ル、ソレ故ニ御示ノヤウナ危險性ハナイト思フ、之ニ參加シテ居ル海運會社ニ於テモ親和ヲ圖リ、待遇ノ如キハ問題トセズ、上下意思疏通ノ機關ト認識シテ居ル次第アリ、海上ニ勤務シテ居ル人々ハ皆皇國精神ヲ體シテ居リ、階級打破ノ如キ考ハナイト信ジテ居ルガ、思想涵養ニ付テハ一層留意スルトノ答ガゴザイマシタ、次ニ内外地海事行政ノ統一、延イテハ

満洲、支那ノ海運トモ協調スル必要ガアルト思フガ如何トノ間ニ對シ、政府ヨリ、内地海軍行政統一ノ問題ハ多年ノ懸案デアリ、極メテ重要ノコトデアルガ、法制上ノ元化ニハ相當ノ難關ガアルノデ、先づ法規ニ付テ之ヲ同一ノモノトシ、運用上一元化同様ノ結果ヲ收メタイト考ヘテ居ル、朝鮮ニ於テモ海運組合ヲ作ル考デアル、満洲、支那ノ海運トノ協調ニ付テハ十分ニ考慮スルトノ簽辯ガゴザイマシタ、次ニ船舶ノ増加ト共ニ船員ノ需要ハ愈、急デアルガ、既ニ今日ニ於テモ船員ヲ得ルノニ困難ヲ感じテ居ル、船員補給ノ點ニ付テ文部省ト遞信省トノ連絡ニ不十分ノ點ハナイカ、高級船員、無線技師ノ不足ニ對スル對策ハドウデアルカトノ間ニ對シマシテ、政府ハ、商船學校ノ生徒ヲ増員スルコトニ付テハ目下ノ學校ニ補助ヲ與ヘテ、高級船員ノ下級ノ者百五十名ヲ本年度内ニ卒業セシメ、十五年度ニ別科ヲ設ケ、大阪ニ於ケル府立高等海員學校ニ講ズルコトトスル、現ニ乘船勤務中ノ者デ、其ノ海技免狀ヨリ下級ノ任務ヲ執ツテ居ル者方相當ナ數ニ上ツテ居ルカラ、其ノ下級適任者ヲ増セバ大分都合ガ好クナル見込デアル、無線技士養成増員ニ付テモ、現在ノ電信學校生徒増員ノ外ニ、岡山商船學校ガ普通船員ノ養成所トナル故、之ニ無キマシテ熱心ナル質疑應答ガアッタノデゴ

1

ム
情勢ニ鑑ミ帝國海運ノ健全ナル發達ヲ圖
ルガ爲メ喫緊ノ要務ナリト認ムルモ之レ
ガ實施ニ當リテ政府ハ左ノ諸項ニ關シ特
別ノ考慮ヲ拂フト共ニ、日、滿、支間ニ
於ケル海運ノ調整ニ努メラレムコトヲ望
ム
一、内外地海事行政ノ統一ハ多年ノ懸案
ニシテ、之レガ解決ヲ爲スニ非ザレバ
本法案實施ニ際シテモ其效果ノ完璧ヲ
期シ難シ政府ハ海事行政ノ特性ニ鑑ミ
速ニ之レガ統一ヲ圖ラレタシ。

ム
情勢ニ鑑ミ帝國海運ノ健全ナル發達ヲ圖
ルガ爲メ喫緊ノ要務ナリト認ムルモ之レ
ガ實施ニ當リテ政府ハ左ノ諸項ニ關シ特
別ノ考慮ヲ拂フト共ニ、日、滿、支間ニ
於ケル海運ノ調整ニ努メラレムコトヲ望
ム
一、内外地海事行政ノ統一ハ多年ノ懸案
ニシテ、之レガ解決ヲ爲スニ非ザレバ
本法案實施ニ際シテモ其效果ノ完璧ヲ
期シ難シ政府ハ海事行政ノ特性ニ鑑ミ
速ニ之レガ統一ヲ圖ラレタシ。

一、内外地海事行政ノ統一ハ多年ノ懸案ニシテ、之レガ解決ヲ爲スニ非ザレバ本法案實施ニ際シテモ其效果ノ完璧ヲ期シ難シ政府ハ海事行政ノ特性ニ鑑ミ速ニ之レガ統一ヲ圖ラレタシ。

二、政府ハ優秀船舶ノ廉價ナル供給ト建造船ノ圓滿ナル運航ヲ可能ナラシムル爲メ資材ノ配給造船設備ノ充實竝ニ船員ノ補充ニ付キ最善ノ努力ヲ拂ヒ新船建造計畫ノ遂行ニ萬遺憾ナキヲ期セラレ

三、船員ノ健全ナル思想ヲ涵養スルハ海運事業ノ運營ニ付キ最モ緊要ト認ム、政府ハ之レガ對策ニ關シ深甚ナル注意ヲ怠ラザラムコトヲ望ム

モ賣需ニ基カズシテ投機ヲ主トスル傾向ガ
アリ、米穀事情等ノ變動ニ際シテハ、思惑
ニ依ル假需要等ヲ誘發シテ、米穀ノ配給ノ
圓滑ヲ阻害スル虞ガアルカラシテ、之ヲ廢
止スルコトヲ適當ト考ヘル、又延取引ハ、
例ヘバ東京デアルトカ、或ハ大阪デアルト
カト云フヤウナ大集散地ニ之ヲ認メルコト
トシテ、其ノ他二三ノ地方ニ限シテ、専門委
員會ノ審議ヲ經テ之ヲ考慮スルコトト致シ
タイト云フ答デアッタノデアリマス、次ニ取
引所ハ本法案ヲ以テ廢止スルモノデアルカ
ラシテ、其ノ營業權ハ之ヲ補償スベキデハ
ナイカ、又取引所ノ使用人、取引員ノ善後
處置ニ付テドウ云フ風ニスルカ、又取引員
ノ使用人ニ對シテ、是ガ相當ニ失業スル者
ガ出來ルト思フガ、其ノ救濟ハドウ云フ風
ニスルカト云フヤウナ質問ガアリマシタ、
之ニ對シマシテ、此ノ度ノ法案デハ、廢止
ト云フヨリモ寧ロ會社ノ合併ト云フ形ヲ取ッ
タノデ、從來ノ取引所ノ權益ハ十分尊重シ
テ、取引所ノ株主ニ對シテハ新ラシイ日本
米穀會社ノ株式ヲ優先的ニ割當アルト共ニ、
其ノ土地、建物等ノ設備ハ適當な價格ヲ以
テ買取ルシ、其ノ使用人ハ新會社ノ使用人
トシテ之ヲ收容スル、取引員ハ米穀市場ノ
市場員トスル外ニ、開業又ハ轉業資金ノ融
通ヲスルト云フヤウナ適當ナ措置ヲ講ズル
トシテ之ヲ優先的ニ割當アルト共ニ、
其ノ土地、建物等ノ設備ハ適當な價格ヲ以
テ買取ルシ、其ノ使用人ハ新會社ノ使用人

員ノ使用者ニ付テハ何トカ救ヒタイケレドモ、モ、今日ノ犠牲產業ノ從業員トノ振合等モ考ヘナケレバナリマセヌシ、是等迄モ政府ノ手デ救濟スルコトハ困難デアルケレドモ、出来ルダケ取引員ノ處理ニ依ツテ使用者モ其ノ方ニ向ケル考デアル、其ノ上ニ失業者ガ出来レバ、ソレハ厚生省ノ失業對策ニ依リタイ考デアルト云フ答辯デアリマシタ、次ニ會社ノ出資ノ問題デアリマスルガ、米穀需給調節特別會計カラ米穀會社ニ出資スルト云フノデアリマスルガ、此ノ特別會計ノ借入金額ヲ増大スル結果ニナルノデ、ソレヨリモ一般會計ヨリ出資スルコトガ適當デハナイカト云フ質問ガアッタノデアリマス、之ニ對シマシテハ特ニ大藏大臣ヨリ答辯ガアリマシテ、政府ハ日本米穀株式會社ニ對スル政府出資ニ付テハ、將來適當ナル機會ニ於キマシテ一般會計ヨリ出資スルコトニ付善處スル考デゴザイマスト云フ答辯ガアッタノデアリマス、次ニ衆議院ノ修正ノ點デアリマスルガ、衆議院デハ米以外ノ雜穀、肥料ノ取引ヲ削除シタノデアリマス、之ニ對シテ政府ノ意見ハドウデアルカト云フコトデアッタノデアリマス、小樽トカ神戸トカト云フ所デ事實ヤツテ居ル所ガアッタノデ、消極的ニ之ヲ採入レタノデアリマス、政府トシテハ、若シ兩院デ修正ニナル場合ニハ之ニ甘ンズルガ、直チニハ贊成シナイト云フ答辯デアリマシタ、以上ハ質疑應答ノ概要デアリマシテ、質疑ノ間ニハ、農林大臣初メ

商工、拓務、大藏、各大臣ノ出席ヲ求メマシテ、熱心ナル質疑應答ガアッタノデアリマスルガ、詳細ハ速記録ニ譲リタイト考ヘマス、昨日午後質疑ヲ終リマシテ討論ニ入ッタノデアリマスルガ、其ノ際、一委員カラ、本法案ノ實施ニ當ツテハ、米穀ノ圓滑ナル配給ヲ圖ル爲ニ、現在ノ取引所ノ存在スル地方ニ市場ヲ設置スル場合ニハ、其ノ市場ニ於テ延取引ヲ認メラレムコトヲ望ムト云フ希望意見ガアッタノデアリマス、又更ニ一委員ヨリハ、新會社設立ト共ニ、傳統的存在タル清算市場ガ終ルノデアルカラシテ、此ノ際從來ノ取引所ノ利用價値ヲ認メラレテ、又關係人ノ轉業資金ノ融通等ノ廢止ニ伴フ善後措置ニハ實情ニ即シテ萬遺憾ナキコトヲ期セラレタイト云フ趣旨ノ希望ガアッタノデアリマス、討論ヲ終リマシテ、衆議院ニ於テ修正セラレタ法案ヲ原案トシテ採決致シマシタ處、全員一致之ヲ可決致シタ次第デアリマス、右御報告申上ゲマス

○議長（伯爵松平頼壽君）別ニ御發言モナケレバ、本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長（伯爵松平頼壽君）西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長（伯爵松平頼壽君）直チニ本案ノ第一讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 贊成

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第一讀

○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第一讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問題ニ供シマス、本案全部、委員長ノ報告通りデ御異議ハゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認ヌマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナシト認ヌマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第三讀會ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通りデ御異議ハゴザイマセヌカ
〔「異議ナシト」呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認ヌマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 日程第十六、工業組合法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、委員長橋本伯爵

工業組合法中改正法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

變地ニアル軍需品ノ材料及原料ヲ購入トシ
ナイデ、特ニ所得ト記載シテアルノハドウ
云フ意味デアルカト云フ質問ガゴザイマシ
タ、之ニ對シテ政府ハ大體ハ購買ノ方法ニ依
ル次第デアルガ、物々交換ニ依ル地區モア
ル、即チマダ治安ノ定マラス地區ニ於キマ
シテハ、聯合準備銀行券ヲ持ツテ行ッテモ、
或ハ軍票ヲ持ツテ行ッテモ、品物ヲ出サヌト
云フヤウナ所モアルノデ、サウ云フ地區ニ
於テハ品物ヲ以テ品物ト換ヘルト云フコト
ガ必要デアルノデ、購買トセズニ取得トシ
タト云フ御答辯デアリマシタ、又一委員ヨ
リ中支及北支ニ於テハ、如何ナル貨幣ヲ以
テ購入スルノカト云フ質問ガアリマシタ、
政府ハ中支ニ於テハ軍票ヲ用ヒ、北支ニ於
タル今日ニ於テ、提出サレタト云フコトハ
誠ニ遺憾ニ思フ次第デアルガ、斯クノ如ク異例
ニシテ且重要なナル法案ヲ議會會期ノ切迫シ
タルモノト認メ、原案ニ賛成ヲスルト云フ
意味ノ意見ノ御開陳ガアリマシタ、又一委
員ヨリ國家ノ收支、財產、物品ノ會計經理
ハ次ノ三大原則ガアル、即チ一、金錢會計
ノ收支ハ會計法、二、不動產ノ他之ニ準
ノ法幣ヲ以テ購入スル場合モアル、併シナ
ガラ建前トシテハ軍票ノ價值ヲ下落セシメ
ヌヤウニ、十分注意シツ、軍票ヲ使用スル
コトトシテ居ルト云フ御答辯デアリマシタ、
又一委員ヨリ事變地ノ材料原料ヲ内地ニ輸
送シテ之ニ加工セシメ、軍需品トシテ使用
スルノハ是ハ結構ノコトト思ヒマスガ、物
物交換ハ何時頃カラ始ツタノデアルカ、サウ
シテ其ノ爲ニ内地ヨリ事變地ニ送ル品物ハ
如何ナルモノヲ以テスルヤト云フ質問ガア
リマシタ、之ニ對シテ政府ハ是ハ昨年ノ十
二月頃ヨリ始ツタコトデアリテ、内地ヨリ送ル
所ノ物々交換用ノ物資ノ主ナルモノハ海產
物、鹽乾魚、燐寸、蠟燭、醫療用藥品類等デ、
物、鹽乾魚、燐寸、蠟燭、醫療用藥品類等デ、

今日迄ニ約五百萬圓位ヲ中支ニ送ツタ思
フト云フ御答辯デアリマシタ、其ノ他幾多
重要ナル質疑應答ガアリマシタガ、詳細ハ
シテハ、聯合準備銀行券ヲ持ツテ行ッテモ、
或ハ軍票ヲ持ツテ行ッテモ、品物ヲ出サヌト
云フヤウナ所モアルノデ、サウ云フ地區ニ
於テハ品物ヲ以テ品物ト換ヘルト云フコト
ガ必要デアルノデ、購買トセズニ取得トシ
タト云フ御答辯デアリマシタ、又一委員ヨ
リ中支及北支ニ於テハ、如何ナル貨幣ヲ以
テ購入スルノカト云フ質問ガアリマシタ、
政府ハ中支ニ於テハ軍票ヲ用ヒ、北支ニ於
タル今日ニ於テ、提出サレタト云フコトハ
誠ニ遺憾ニ思フ次第デアルガ、斯クノ如ク異例
ニシテ且重要なナル法案ヲ議會會期ノ切迫シ
タルモノト認メ、原案ニ賛成ヲスルト云フ
意味ノ意見ノ御開陳ガアリマシタ、又一委
員ヨリ國家ノ收支、財產、物品ノ會計經理
ハ次ノ三大原則ガアル、即チ一、金錢會計
ノ收支ハ會計法、二、不動產ノ他之ニ準
ノ法幣ヲ以テ購入スル場合モアル、併シナ
ガラ建前トシテハ軍票ノ價值ヲ下落セシメ
ヌヤウニ、十分注意シツ、軍票ヲ使用スル
コトトシテ居ルト云フ御答辯デアリマシタ、
又一委員ヨリ事變地ノ材料原料ヲ内地ニ輸
送シテ之ニ加工セシメ、軍需品トシテ使用
スルノハ是ハ結構ノコトト思ヒマスガ、物
物交換ハ何時頃カラ始ツタノデアルカ、サウ
シテ其ノ爲ニ内地ヨリ事變地ニ送ル品物ハ
如何ナルモノヲ以テスルヤト云フ質問ガア
リマシタ、之ニ對シテ政府ハ是ハ昨年ノ十
二月頃ヨリ始ツタコトデアリテ、内地ヨリ送ル
所ノ物々交換用ノ物資ノ主ナルモノハ海產
物、鹽乾魚、燐寸、蠟燭、醫療用藥品類等デ、

續スルノデアルカラ、物品會計ノ検査、物
品會計官吏ノ責任解除等ニ付テ如何ナル手
ル處、一委員ヨリ此ノ法律案ハ全く特異ノ
法案デアル、詰リ異例ニ屬スル法案ト思ハ
レル、其ノ内容ニ付テハ篤ト檢討ヲ要スベ
キ點ガ多々アルト思フガ、斯クノ如ク異例
ニシテ且重要なナル法案ヲ議會會期ノ切迫シ
タルモノト認メ、原案ニ賛成ヲスルト云フ
意味ノ意見ノ御開陳ガアリマシタ、又一委
員ヨリ國家ノ收支、財產、物品ノ會計經理
ハ次ノ三大原則ガアル、即チ一、金錢會計
ノ收支ハ會計法、二、不動產ノ他之ニ準
ノ法幣ヲ以テ購入スル場合モアル、併シナ
ガラ建前トシテハ軍票ノ價值ヲ下落セシメ
ヌヤウニ、十分注意シツ、軍票ヲ使用スル
コトトシテ居ルト云フ御答辯デアリマシタ、
又一委員ヨリ事變地ノ材料原料ヲ内地ニ輸
送シテ之ニ加工セシメ、軍需品トシテ使用
スルノハ是ハ結構ノコトト思ヒマスガ、物
物交換ハ何時頃カラ始ツタノデアルカ、サウ
シテ其ノ爲ニ内地ヨリ事變地ニ送ル品物ハ
如何ナルモノヲ以テスルヤト云フ質問ガア
リマシタ、之ニ對シテ政府ハ是ハ昨年ノ十
二月頃ヨリ始ツタコトデアリテ、内地ヨリ送ル
所ノ物々交換用ノ物資ノ主ナルモノハ海產
物、鹽乾魚、燐寸、蠟燭、醫療用藥品類等デ、

○子爵大河内輝耕君 私ハ大藏大臣ニ質問
ヲ致シマス、併シ事陸軍ニ關係ガゴザイマ
スノデ陸軍大臣ノ御出席下サツタコトハ特
ニ感謝ヲ致シテ居リマス、只今斯カル財政
問題ニ付キマシテハ、最モ造詣ノ深イ高橋
委員長カラ詳細ニ御述ニナリマシタカラ、
私ハ更ニ蛇足的ノ質問ヲ加ヘル必要モナイ
カト存ジマスルガ、事極メテ重大ナモノデ
ゴザイマシテ、此ノ結果動モスレバ軍ノ體
面ニ關シ、延イテハ支那人ニ對スル日本ノ
中デアルヤウデアッテ不明デアル、要スルニ
トシテ適用ヲ受クベキモノナルヤ、或ハ他
レルモノト認メ、原案ニ賛成ヲスルト云フ
意味ノ意見ノ御開陳ガアリマシタ、又一委
員ヨリ國家ノ收支、財產、物品ノ會計經理
ハ次ノ三大原則ガアル、即チ一、金錢會計
ノ收支ハ會計法、二、不動產ノ他之ニ準
ノ法幣ヲ以テ購入スル場合モアル、併シナ
ガラ建前トシテハ軍票ノ價值ヲ下落セシメ
ヌヤウニ、十分注意シツ、軍票ヲ使用スル
コトトシテ居ルト云フ御答辯デアリマシタ、
又一委員ヨリ事變地ノ材料原料ヲ内地ニ輸
送シテ之ニ加工セシメ、軍需品トシテ使用
スルノハ是ハ結構ノコトト思ヒマスガ、物
物交換ハ何時頃カラ始ツタノデアルカ、サウ
シテ其ノ爲ニ内地ヨリ事變地ニ送ル品物ハ
如何ナルモノヲ以テスルヤト云フ質問ガア
リマシタ、之ニ對シテ政府ハ是ハ昨年ノ十
二月頃ヨリ始ツタコトデアリテ、内地ヨリ送ル
所ノ物々交換用ノ物資ノ主ナルモノハ海產
物、鹽乾魚、燐寸、蠟燭、醫療用藥品類等デ、

○議長(伯爵松平賴壽君) 質疑ノ通告ガゴ
シテトシテノ豫算ハ提出シテアルガ、此ノ豫
算ノ外ニ何程ノ價格ノ物品數量ヲ受拂ヒス
ルカ、豫メ明カデナイ、而モ本會計ノ會計
耕君

(子爵大河内輝耕君演壇ニ登ル)

ニナルカ、是ハ一言政府ニ對シテ私ハ御注意ヲ申上ゲタイ、私ガ豫算委員會デ質問ヲ致シマシタ時ハ、此ノ法案ハ軍需品ヲ買フノデアル、陸軍ニ其ノ品ハ賣ルノデアル、又民間ニ賣ル場合モアルガ、結局軍需品トナツテ陸軍ヘ入ツテ來ルノダ、斯ウ云フ 説明デアツタ、處ガ今委員長ノ御説明ヲ伺ツテ見ルト、決シテソンナモノデヤナイ、何デモ構ハズ買ツテ來ルノダ、斯ウ矛盾シタ答辯ダトカ、不深切ナ答辯ヲ政府ガサレルト云フコトハ私甚ダ遺憾ニ存ズル、ソレデドウ云フ譯カト云フト、此處ニ速記錄ガアリマス、ソレデドンナ品物ヲ買ツテ來ルノカト言ヒマスト、是ダケノ資金ヲ持ヘマシテ、サウシウシテ此ノ金ヲ持ツテ、軍隊ノ誰カ知ラヌガ當局官憲ガ支那ニ參リマシテ、サウシテ奥地ノ所ニ入りマスルト云フト、一々商人ノ手デ買ツテナド居ラレナイ、買ツテ居ラレナイモノダカラ、官憲ダカ軍隊ダカソレハ分ラヌガ、サウ云フ人ガ直接何デモ買ツテヤル、軍需品バカリデハナイ、何デモ買ツテヤル、宣撫班ガヤルカ誰ガヤルカ分ラヌガ、誰カガ買ツテヤル、何デモ構ハズ買ツテヤルノデス、是ガ買フ方ナンデス、ソレデハドウ云フ物ヲ買ツテヤルカト云フト、軍需品ニ限ラナイ、速記錄ニハ斯ウナツテ居ル、「取ツテ參リマシテ、大部分ハ軍需品トナリ、一部ハ一般ニ渡ル、斯ウ云フコトモ豫想シテ居ルノデモアリマス、」ソレカラ「軍用ニノミ適スル牛ゴザイマス、」

角棉花ナラバドレデモ宜シイ、牛皮ナラバト云
軍用ニ適シナイ物デモ軍デ買上ゲルト云フ
コトニナリマスルト、治安工作上喜バシ
ト云フヨリハ、治安工作上必要ナ點ニナル
譯デアリマシテ、從ヒマシテ取得致シマシ
タ牛皮ノ中ニハ、最初カラ軍需品トシテハ
如何カト思ハレル物モ一部入ッテ参リマス、
スカカリ豫算委員會ニ、私ハ嘘ヲ吐カレテ居
ル、軍需品ベカリ入ッテ居ルノデヤナイ、軍
需品デナイ物ダッテ買フコトニナッテ居ル、
怪シカラヌコトデアル、ソレカラ買フ方ハ
ソレデ宜イトシテ、ソレデハ今度買フダケ
カトスウ言ッテ聞イテ見タ所ガ、豫算委員會
デハ何モ言ヒハシナイガ、賣ル方モ入ッテ居
リマス、是ハ今ノ委員長ノ御説明デ分ツカラ
ウガ、支那人ガ今色々ノ物資ノ缺乏デ困
テ居ル、ソレニ供給シテヤラナケレバナラ
ヌ、日本人ガソレヲ、宣撫班ガヤルノカ誰
ガヤルノカ知ラヌガ、買ッテ持ツテ行ッテ面
フヘ賣ジテヤルノデス、其ノ品物ヲ買フ方ノ
モノハ何カト云フト、棉花、羊毛、綿、皮革
其ノ他デアリマス、ソレカラ賣ル方ノ品物
ハ何カト云フト、海產物、昆布、鹽鮭、鹽鰈
燻寸、蠟燭、靴下、人絹布、仁丹、其ノ他
ノ藥、斯ウ云フ物ヲ例ニ舉ゲテ居ルノデア
リマス、即チ此ノ會計ニ依リマシテ、日本
デ買フカ支那デ買フカ、何處デ買フカ分リ
マセヌガ、物ヲ買ッテ、軍需品デモ何デモ、
ソンナ風ナ支那人ノ要ル物ヲ買ッテヤツチ、
ソレヲ持ツテ奥地ニ行ッテ賣ル、斯ウ云フ商
賣ヲスル、斯ウ云フ外國貿易ヲヤルト云フ

ノガ此ノ資金會計ノ目的デアル、ソレハ此ノ資金會計ハ幾ラト言ツテ資金ノ限度ガアリマス、其ノ資金ノ限度デ買ツタ物ハ其ノ資金ノ歳出デ、賣ツタ物ハ其ノ資金ノ歳入デ入ル、斯ウ云フコトナラバマダ宜イカモ知レナイガ、其ノ外ニ物々交換モ許サレテ居ル、詰リ向フデ鹽ヲ買取ッテ、奥地ニ持ツテ行ツテ鹽ヲヤッテ、羊毛ヲ取ツテ來ルト云フコトモ出來ル、ソレデスカラ假ニ資金會計ガ一千萬圓ナラバ一千萬圓、一億ナラバ一億、今歲出ガアッテモ、ソレ以外ニドンナ商賣デモ出來ル、物々交換モ何デモ出來ル非常ニ廣イ會計デ殆ド範圍モ分ラヌ、物々交換ハ歲入歲出ニハ拘ハリマセヌ、斯ウ云フ問答ガアル、次ニ棉花ト鹽ヲ交換ノ場合、此ノ場合ハ我々ノ考ヘテ居リマス所デハ、資金所屬ノ交換用物品ガ軍ガ目的トシテ居ル所ノ現在量ニ變ツテ居ルノデアル、即チソコデ物ノ受拂ノ關係ガ起リマスガ、其ノ受拂ノ關係ハ金錢的ニハ此ノ會計ノ歲入歲出ニハ影響ヲ生ジナイコトニ整理フ致ス考デアリマス、斯ウ云フコトデ歲入歲出ヲ通ラナイ物々交換ガアルト云フコトハ、之ニ依ツテ分ツテ居ル、誠ニ是ハ今迄ニナイ飛ンデモナイ法律、會計法デアル、ソレデモウ一つ明カニシテ置キタイノハ、是ハ委員長モ御説明ニアリマシタガ、出師準備品ガ此ノ中ニ入ルヤ否ヤ、是ハ入ラスト云フ御説明デアルノデアル、入ラスト云フコトヲ建前ニシテ居ルノデアリマス、サウ致シマスルト此ノ會計ハ資金會計デヤゴザイマセヌ、資金モ必要ニアリマスガ、同

其ノ點詳シク御説明モゴザイマシタガ、詰
リ一般會計法方行ハレルト同時ニ、物品會
計規則又ハ兵備品會計規則ガ此ノ行爲ヲ支
配スルト云フコトニナリマス、而モ之ヲ
前提ト致シマシテ私ハ次ノ質問ニ移リタ
イ……是カラ質問ニ移リケイ、只今ハ其ノ建
前ヲ明カニシテ置カケレバ質問ガ分リマ
セヌ、斯ウ云フ譯ノ分ラナイ會計ナンダ、
又第一政府ガ商賣ヲスルト云フコトガ譯ガ
分ラナイ、歲入歳出ヲ限ラナイ物品ノ交換
ヲスルト云フコトガ譯ガ分ラナイ、軍需ト
言ツテ置キナガラ、ドンナ物デモアレバヤル
ト云フ、是モ譯ガ分ラナイ、一ツモ要領ヲ
得ナイ會計デアル、モウ少シ分ルヤウニ說
明サレルカ、分ルヤウニ書カレルコトガ出
來ナイモノカト思フ、斯様ナヤリ方ヲサレ
テ誤魔化スト云フコトハ立憲政治ノ運用ノ
上カラ面白クナイ、サウシテ私ノ第一ニ伺
ヒタイ所ハ、此ノ資金ニ依ル賣買ハ誰ガヤ
ルノカト云フコトヲ伺ヒタイ、軍デ御ヤリ
ニナルノカ、或ハ商人ニ御許シニナルノカ、
商人ニ御許シニナルコトハアリマスマイ、
多分軍デ御ヤリニナル……軍デ御ヤリニナ
ルノカ、ソレトモ興亞院ガヤルノカ、向フ
デヤルノハ軍ノ經理部デ御ヤリニナルノ
カ、或ハ下ニハ色々ノ人ハ使ヒマセウガ、
興亞院ノ人ガ行ツテ御ヤリニナルノカ、其ノ
官廳ハ何處デアルノカ伺ヒタイ、第二ニ伺
ヒタインハ官廳ノドノ、軍ニセヨ、興亞院
ニセヨ、ソンナ商賣ヲスル權限アリヤ否ヤ
ト云フコト、政府ガ商賣スルト云フコトハ
始メテデス、是ハ專賣カ何カナラ官制ニモ

アリ、國家ノ目的ヲ以テ、歲入ヲ得ルト云
フ目的ヲ以テ專賣ヲスルト云フコトハゴザ
イマス、ケレドモコンナ純然タル外國貿易
ヲヤルト云フ其ノ權限ガアルカドウカ私ハ
解釋ニ苦シム、若シアリトスレバ何處ニ在
ルカ、其ノ根據ヲ御示シ願ヒタイ、尙第三
トシテ、ソンナ商賣ガ出來ル權限ガ無イト
スレバ、官制ニ於テ相當ノ改正ヲ行ハナケ
レバナリマスマイ、此ノ點如何御考デスカ、
斯ウ云フ事ヲヤルコトニ付テハ樞密院アタ
リヘ御諮詢ニナルダケノ手續ハ執ラレルベ
キモノデハナイカト思フ、ソレニソンナ事
モシナイデ突然斯ウ云フ事ヲ政府ガヤルト
云フコトニナリマスノハ、其ノ點如何御考
ニナリマスカ、官制體系ト此ノ方面トノ關
係ヲ伺ヒタイ、詰リ樞密院ヘ御諮詢ニナル
必要アルカナイカト云フコトヲ伺ヒタイ、
其ノ次ニ政府ハサウ云フ權限ガ假ニ有リト
スルモ、是ハドナタニモ御分リダガ、コン
ナ商賣ガヤレルカドウカ、俗ニ士族ノ商賣
ト申シマス、コンナ事ガウマク圓満ニ御役
人様ノ手デ御ヤリニナレルカ、興亞院ガヤ
ルノカ軍ガヤルノカ誰ガヤルノカ知リマセ
ヌガ、コンナ事ガヤレルカドウカ、果シテ
之ヲ適當ニ遂行サレル自信ガアリヤ否ヤ、
之ガ私ノ質問デアリマス、次ニ質問ヲ致シ
タイノハ、之ノ運用ノ仕方ニ依リマシテハ
支那貿易ヲ撲滅スルモノデアリマス、是レ
ダケノ資金ヲ持ツテ勝手放題ナ値ヲ以テ、稅
モ掛カラナイ商賣人ガ暴レ廻ッタラ、支那ニ
對スル外國貿易ハ成リ立チマセヌ、之ニ對
シテドウシテ、相剋摩擦ヲ避ケラレル積リ

カ、支那ニ對スル外國貿易ハ是カラ益發展
サセナケレバナラヌ、發展サセルニハ商人
ノ力ニ依ラナケレバナラヌ、然ルニ却テ商
人ヲ壓迫スルガ如キ斯ウ云フ法案ヲ出サレ
ルコトハ如何デアルカ、尤モ運用ニ依リマ
スレバ、官制ニ於テ相當ノ改正ヲ行ハナケ
レバナリマスマイ、此ノ點如何御考デスカ、
斯ウ云フ事ヲヤルコトニ付テハ樞密院アタ
リヘ御諮詢ニナルダケノ手續ハ執ラレルベ
キモノデハナイカト思フ、ソレニソンナ事
モシナイデ突然斯ウ云フ事ヲ政府ガヤルト
云フコトニナリマスノハ、其ノ點如何御考
ニナリマスカ、官制體系ト此ノ方面トノ關
係ヲ伺ヒタイ、詰リ樞密院ヘ御諮詢ニナル
必要アルカナイカト云フコトヲ伺ヒタイ、
其ノ次ニ政府ハサウ云フ權限ガ假ニ有リト
スルモ、是ハドナタニモ御分リダガ、コン
ナ商賣ガヤレルカドウカ、俗ニ士族ノ商賣
ト申シマス、コンナ事ガウマク圓満ニ御役
人様ノ手デ御ヤリニナレルカ、興亞院ガヤ
ルノカ軍ガヤルノカ誰ガヤルノカ知リマセ
ヌガ、コンナ事ガヤレルカドウカ、果シテ
之ヲ適當ニ遂行サレル自信ガアリヤ否ヤ、
之ガ私ノ質問デアリマス、次ニ質問ヲ致シ
タイノハ、之ノ運用ノ仕方ニ依リマシテハ
支那貿易ヲ撲滅スルモノデアリマス、是レ
ダケノ資金ヲ持ツテ勝手放題ナ値ヲ以テ、稅
モ掛カラナイ商賣人ガ暴レ廻ッタラ、支那ニ
對スル外國貿易ハ成リ立チマセヌ、之ニ對
シテドウシテ、相剋摩擦ヲ避ケラレル積リ

カ、支那ニ對スル外國貿易ハ是カラ益發展
サセナケレバナラヌ、發展サセルニハ商人
ノ力ニ依ラナケレバナラヌ、然ルニ却テ商
人ヲ壓迫スルガ如キ斯ウ云フ法案ヲ出サレ
ルコトハ如何デアルカ、尤モ運用ニ依リマ
スレバ、官制ニ於テ相當ノ改正ヲ行ハナケ
レバナリマスマイ、此ノ點如何御考デスカ、
斯ウ云フ事ヲヤルコトニ付テハ樞密院アタ
リヘ御諮詢ニナルダケノ手續ハ執ラレルベ
キモノデハナイカト思フ、ソレニソンナ事
モシナイデ突然斯ウ云フ事ヲ政府ガヤルト
云フコトニナリマスノハ、其ノ點如何御考
ニナリマスカ、官制體系ト此ノ方面トノ關
係ヲ伺ヒタイ、詰リ樞密院ヘ御諮詢ニナル
必要アルカナイカト云フコトヲ伺ヒタイ、
其ノ次ニ政府ハサウ云フ權限ガ假ニ有リト
スルモ、是ハドナタニモ御分リダガ、コン
ナ商賣ガヤレルカドウカ、俗ニ士族ノ商賣
ト申シマス、コンナ事ガウマク圓満ニ御役
人様ノ手デ御ヤリニナレルカ、興亞院ガヤ
ルノカ軍ガヤルノカ誰ガヤルノカ知リマセ
ヌガ、コンナ事ガヤレルカドウカ、果シテ
之ヲ適當ニ遂行サレル自信ガアリヤ否ヤ、
之ガ私ノ質問デアリマス、次ニ質問ヲ致シ
タイノハ、之ノ運用ノ仕方ニ依リマシテハ
支那貿易ヲ撲滅スルモノデアリマス、是レ
ダケノ資金ヲ持ツテ勝手放題ナ値ヲ以テ、稅
モ掛カラナイ商賣人ガ暴レ廻ッタラ、支那ニ
對スル外國貿易ハ成リ立チマセヌ、之ニ對
シテドウシテ、相剋摩擦ヲ避ケラレル積リ

カ、支那ニ對スル外國貿易ハ是カラ益發展
サセナケレバナラヌ、發展サセルニハ商人
ノ力ニ依ラナケレバナラヌ、然ルニ却テ商
人ヲ壓迫スルガ如キ斯ウ云フ法案ヲ出サレ
ルコトハ如何デアルカ、尤モ運用ニ依リマ
スレバ、官制ニ於テ相當ノ改正ヲ行ハナケ
レバナリマスマイ、此ノ點如何御考デスカ、
斯ウ云フ事ヲヤルコトニ付テハ樞密院アタ
リヘ御諮詢ニナルダケノ手續ハ執ラレルベ
キモノデハナイカト思フ、ソレニソンナ事
モシナイデ突然斯ウ云フ事ヲ政府ガヤルト
云フコトニナリマスノハ、其ノ點如何御考
ニナリマスカ、官制體系ト此ノ方面トノ關
係ヲ伺ヒタイ、詰リ樞密院ヘ御諮詢ニナル
必要アルカナイカト云フコトヲ伺ヒタイ、
其ノ次ニ政府ハサウ云フ權限ガ假ニ有リト
スルモ、是ハドナタニモ御分リダガ、コン
ナ商賣ガヤレルカドウカ、俗ニ士族ノ商賣
ト申シマス、コンナ事ガウマク圓満ニ御役
人様ノ手デ御ヤリニナレルカ、興亞院ガヤ
ルノカ軍ガヤルノカ誰ガヤルノカ知リマセ
ヌガ、コンナ事ガヤレルカドウカ、果シテ
之ヲ適當ニ遂行サレル自信ガアリヤ否ヤ、
之ガ私ノ質問デアリマス、次ニ質問ヲ致シ
タイノハ、之ノ運用ノ仕方ニ依リマシテハ
支那貿易ヲ撲滅スルモノデアリマス、是レ
ダケノ資金ヲ持ツテ勝手放題ナ値ヲ以テ、稅
モ掛カラナイ商賣人ガ暴レ廻ッタラ、支那ニ
對スル外國貿易ハ成リ立チマセヌ、之ニ對
シテドウシテ、相剋摩擦ヲ避ケラレル積リ

カ、支那ニ對スル外國貿易ハ是カラ益發展
サセナケレバナラヌ、發展サセルニハ商人
ノ力ニ依ラナケレバナラヌ、然ルニ却テ商
人ヲ壓迫スルガ如キ斯ウ云フ法案ヲ出サレ
ルコトハ如何デアルカ、尤モ運用ニ依リマ
スレバ、官制ニ於テ相當ノ改正ヲ行ハナケ
レバナリマスマイ、此ノ點如何御考デスカ、
斯ウ云フ事ヲヤルコトニ付テハ樞密院アタ
リヘ御諮詢ニナルダケノ手續ハ執ラレルベ
キモノデハナイカト思フ、ソレニソンナ事
モシナイデ突然斯ウ云フ事ヲ政府ガヤルト
云フコトニナリマスノハ、其ノ點如何御考
ニナリマスカ、官制體系ト此ノ方面トノ關
係ヲ伺ヒタイ、詰リ樞密院ヘ御諮詢ニナル
必要アルカナイカト云フコトヲ伺ヒタイ、
其ノ次ニ政府ハサウ云フ權限ガ假ニ有リト
スルモ、是ハドナタニモ御分リダガ、コン
ナ商賣ガヤレルカドウカ、俗ニ士族ノ商賣
ト申シマス、コンナ事ガウマク圓満ニ御役
人様ノ手デ御ヤリニナレルカ、興亞院ガヤ
ルノカ軍ガヤルノカ誰ガヤルノカ知リマセ
ヌガ、コンナ事ガヤレルカドウカ、果シテ
之ヲ適當ニ遂行サレル自信ガアリヤ否ヤ、
之ガ私ノ質問デアリマス、次ニ質問ヲ致シ
タイノハ、之ノ運用ノ仕方ニ依リマシテハ
支那貿易ヲ撲滅スルモノデアリマス、是レ
ダケノ資金ヲ持ツテ勝手放題ナ値ヲ以テ、稅
モ掛カラナイ商賣人ガ暴レ廻ッタラ、支那ニ
對スル外國貿易ハ成リ立チマセヌ、之ニ對
シテドウシテ、相剋摩擦ヲ避ケラレル積リ

マセヌ、治安ノ回復致シマシタ方面ニ於キ
マシテハ、斯ウ云フコトヲ致サズニ、其ノ
方面ハ普通ノ商賣ニ勿論委ネル豫定デゴザ
イマス、ソレカラソレデモ物ヲ賣ル場合ガ
アルデハアルマイカト、斯ウ云フ御尋デゴ
ザイマスルガ、是ハ物々交換デアリマスト
カ、又ハ物ト軍票トノ交換ヲスルト、斯ウ
云フヤウナ場合ニ於キマシテハ、是ハ極ク
例外的ニ行ハレルコトデアリマシテ、其ノ
物ヲ取得スル關係上、是非トモ必要デアル
ト云フ場合ニサウ云フコトガ行ハレルモノ
ト、斯ウ御考ヲ願ヒタイト思フノデゴザイ
マシテ、此ノ法案ノ趣旨ト致シマスル所ハ、
何處迄モ軍需ニ必要トスル品物ノ取得デゴ
ザイマス、ソレガ此ノ會計ノ目的デゴザイ
マス、ソレカラ何處デ之ヲ行フカト、斯ウ
云フ御話デゴザイマスルガ、是ハ興亞院ニ
於テハ行ヒマセヌ、陸軍ニ於テ行フ豫定デ
ゴザイマス、會計検査院ノ検査ヲ受ケルカ
ト、斯ウ云フ御尋デゴザイマスルガ、會計
検査院ノ検査ハ受ケマス、ソレカラ物品會
計規則ノ改正ヲ行シテ、物品會計官吏ノ責任
ヲ明カニスルカドウカ、斯ウ云フ御尋デゴ
ザイマスルガ、ソレハ物品會計規則ノ改正
ノ要否ニ付テハ、目下考慮ヲ致シテ居ル次
第デゴザイマス

(子爵大河内輝耕君演壇ニ登ル)

○子爵大河内輝耕君 向フカラ物ヲ買ッテ、
ヨツチカラ物ヲ賣ルノガ貿易デナイト仰シ
ヤルナラバ、言葉ノ争テスカラ止メマス、
サウ云フコトハ初メテ、併シ私ハ伺ヒマシ
タ、ソレデ尙漏レガゴザイマスルカラ、其
ノ漏レノコトヲ伺ヒタイ、第一ハ軍デヤル
ノダト云フヤウナ御話デアリマスカラ、ソ
レハ分リマシタ、物品會計規則ハ今考究申
トモ、御方針ハ分リマシタ、唯分リマセヌ
所ハ、此ノ賣賣交換ノ相手方ヲドウスルカ
ト云フコト、受取ハ誰カラ取ルカト云フコ
トデス、軍方直接ニ其ノ支那人カラ買ッタ
リ、賣タクリスル時ナラバ、受取モヤレマセ
ウシ、何デモヤレマセウガ、斯ウ云フ場合
ニハドウスルカ、詰ラナイ手續ヲ伺フヤウ
デスガ、詰ラナイ手續チヤナイ、中間機關
ト云フモノハ、斯ウ云フ場合ハ誤魔化シガ
出来ル、ダカラ會計法ノ建前トシテ必ズ歳
入歳出ヲ通レト云フコトニナシテ居ル、其處
ニ中間ノモノハ許サレナイ、處ガ此處ニ中
間ノモノガ許サレルト云フコトニナリマス
ト、其ノ中間ノ人ガドンナ誤魔化シデモヤ
レルト云フコトニナル、此ノ點ガ不明デゴ
ザイマス、ソレカラ尙一點ハ、物品會計規
則モ改正サレルト云フコトデアルシ、斯ウ
トガ必要デアルト思フ、會計検査院ノ検査
モ無論必要デアリマスケレドモ、何分ニモ
ダケノコトハ、明カニシテ御置キニナルコ
ク此ノ趣旨ヲ明カニシテ少シモ之ヲ實行ス
ルコトニ付テ何等疚シイコトハナイト云フ
一年デ濟ム會計チヤナカ、戰爭ガ濟ム迄ハ
シ御考ニナル必要ガアルマイカ、重ネテ御
尋ヲ致シマス

(國務大臣石渡莊太郎君演壇ニ登ル)

○子爵大河内輝耕君 買フ場合ニハ現地ノ
生産者デセウガ、賣ル場合ベドウ云フ風ニ
ナリマスデセウカ

○子爵大河内輝耕君 演壇ニ登ル

○國務大臣(石渡莊太郎君) 此ノ會計ハ、
私ハ繰返シテ申上げテ居ルノデゴザイマス
ガ、買フノヲ本則ト致シテ居ルノデアリマ
シテ、別ニ貿易ヲ致ス會計デハゴザイマセ
ヌ、ソレデ例ヘバコチラカラ持ツテ行ツタ物
ノ中、先方ノ物ヲ買ッテ、サウシテ軍票ガ其
ノ爲ニ下ルトスウ云フヤウナ場合ノアリマ
シタ時分ニ、其ノ軍票ノ價値ヲ維持スル爲
ニ、コチラカラ持ツテ行ツタ品物ト其ノ軍票
ト交換シテヤルト云フヤウナコトハアルト
存ジマス、ガはハ極ク限ラレタ場合デアリ
マシテ、此ノ會計ノ目的ハ、決シテ賣ルノ
ガ目的デハゴザイマセズ、必要ナ軍需材料
ヲ買フノデアリマスカラ、主トシテ買フコ

ノ漏レノコトヲ伺ヒタイ、第一ハ軍デヤル
ノダト云フヤウナ御話デアリマスカラ、ソ
レハ分リマシタ、物品會計規則ハ今考究申
トモ、御方針ハ分リマシタ、唯分リマセヌ
所ハ、此ノ賣賣交換ノ相手方ヲドウスルカ
ト云フコト、受取ハ誰カラ取ルカト云フコ
トデス、軍方直接ニ其ノ支那人カラ買ッタ
リ、賣タクリスル時ナラバ、受取モヤレマセ
ウシ、何デモヤレマセウガ、斯ウ云フ場合
ニハドウスルカ、詰ラナイ手續ヲ伺フヤウ
デスガ、詰ラナイ手續チヤナイ、中間機關
ト云フモノハ、斯ウ云フ場合ハ誤魔化シガ
出来ル、ダカラ會計法ノ建前トシテ必ズ歳
入歳出ヲ通レト云フコトニナシテ居ル、其處
ニ中間ノモノハ許サレナイ、處ガ此處ニ中
間ノモノガ許サレルト云フコトニナリマス
ト、其ノ中間ノ人ガドンナ誤魔化シデモヤ
レルト云フコトニナル、此ノ點ガ不明デゴ
ザイマス、ソレカラ尙一點ハ、物品會計規
則モ改正サレルト云フコトデアルシ、斯ウ
トガ必要デアルト思フ、會計検査院ノ検査
モ無論必要デアリマスケレドモ、何分ニモ
ダケノコトハ、明カニシテ御置キニナルコ
ク此ノ趣旨ヲ明カニシテ少シモ之ヲ實行ス
ルコトニ付テ何等疚シイコトハナイト云フ
一年デ濟ム會計チヤナカ、戰爭ガ濟ム迄ハ
シ御考ニナル必要ガアルマイカ、重ネテ御
尋ヲ致シマス

○國務大臣(石渡莊太郎君) 演壇ニ登ル

○國務大臣(石渡莊太郎君) 此ノ會計ハ、
私ハ繰返シテ申上げテ居ルノデゴザイマス
ガ、買フノヲ本則ト致シテ居ルノデアリマ
シテ、別ニ貿易ヲ致ス會計デハゴザイマセ
ヌ、ソレデ例ヘバコチラカラ持ツテ行ツタ物
ノ中、先方ノ物ヲ買ッテ、サウシテ軍票ガ其
ノ爲ニ下ルトスウ云フヤウナ場合ノアリマ
シタ時分ニ、其ノ軍票ノ價値ヲ維持スル爲
ニ、コチラカラ持ツテ行ツタ品物ト其ノ軍票
ト交換シテヤルト云フヤウナコトハアルト
存ジマス、ガはハ極ク限ラレタ場合デアリ
マシテ、此ノ會計ノ目的ハ、決シテ賣ルノ
ガ目的デハゴザイマセズ、必要ナ軍需材料
ヲ買フノデアリマスカラ、主トシテ買フコ

日文者ノ元居ル次第テアリマス

○子爵大河内輝耕君 ドウモ分リマセヌガ、

本議場デ餘リ質問應答モ如何カト思ヒマス
ノゾヽ是ヽ北ヽ豊ヽ文ヽ一ヽ置ヽ二ヽ、三ヽ

ハ元ニ是ハ此ノ邊ニ致シテ置キマス、唯先

マシテハ一般ニ非常ニ憂慮サルテ居ル問題

デアリマスカラ、ドウカ其ノ事ヲ呉々モ念

頭ニ置イテ運用セラレムコトヲ希望致シマ

ス、私ノ質問ハ是デ終リマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 別ニ御發言モナ

ケレハ本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第二

〔異議ナシ—ト呼フ者アリ〕

○議長（伯爵松平頼壽君） 御異議ナイト認

スマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀

會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○予舊植村家治君贊成

○議長(伊藤松平輔) 西大路子爵ノ重
議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長（伯爵松平頼壽君） 御異議ナイト認

メマス

○議長（伯爵松平頼壽君） 本案ノ第一讀會

ヲ開キマヌ、御異議ガナグレバ全部ヲ問題ニ共シマヌ、本案全般ハ委員長、報告通り

ニ伊江一ノ本案至部 委員長ノ報告通り

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（伯爵松平頼憲君） 御異議ナイト認

メマス

○予舊西ナ語言ガ看直テニガ第ハ第二語
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

卷之三

○子爵植村家治君 賛成
○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動
ニ御異議ハゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス
○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第三讀會
ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通
リデ御異議ゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
スマス
○議長(伯爵松平頼壽君) 日程第十八、大
日本航空株式會社法案、政府提出、衆議院
送付、第一讀會ノ續、委員長報告、委員長
兒玉伯爵
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也
昭和十四年三月二十四日
委員長 伯爵兒玉 秀雄
貴族院議長伯爵松平頼壽殿
〔副議長侯爵佐佐木行忠君議長席ニ著
ク〕
〔伯爵兒玉秀雄君演壇ニ登ル〕
○伯爵兒玉秀雄君 大日本航空株式會社法
ニ關シマスル委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報
告申上ゲマス、本案ハ我ガ國內ニ基點ヲ有
シマスル國際航空運輸事業及び國內ニ於ケ
ル航空事業ノ獨占的經營ヲ圖リマシテ、一

方ニ於キマシテハ航空輸送事業ニ對シマスル投資及ビ助成ヲ主タル目的トシテ設立セムトスルモノニアリマス、而シテ世界ノ情勢ト極東ノ新事態ニ對應致シマンテ、國內航空路ヲ伸張シ、日滿支三國ノ互助連環ヲ確立セムトスルモノニアリマス、此ノ意味ニ於キマシテ、曩ニ本院ヲ通過致シマシタル國際電氣通信株式會社ト、其ノ設立ノ趣旨ニ於キマシテモ亦會社ノ機構ニ於キマシテモ、頗ル類似ノ點ヲ見出スノニアリマス、即チ前者ガ「ケーブル」ニ依リマシテ、東亞ニ於キマスル電氣通信ノ自主ヲ獲得スルコトヲ目的トシマスルト致シマスルナラバ、後者ハ航空輸送ニ依リマシテ、極東ニ於ケル空ノ自主權ノ確立ヲ企畫スルモノト申シテモ誤ナイト信ズルノニアリマス、又其ノ機構ニ付キマシテモ、本會社ニ對シマシテ資本一億圓ノ約半額ヲ政府ガ出資致シ、且社債發行ノ元利償還ノ保證竝ニ課稅ノ免除等、會社ニ對シマスル政府ノ特典ニ至ル迄略、同様デアルノニアリマス、唯茲ニ注意ラシナケレバナラヌコトハ、航空事業ノ本來ノ性質上、至ツテ收益性ニ乏シクアリ、而モ國家的重大使命ヲ有スル關係上ヨリ致シマシテ、理論上ヨリ見マスレバ、株式會社ノ形態ト致シマシテハ、果シテ適當アルカト云フコトヲ疑ハレル程政府ハ巨額ノ補助金ヲ與ヘテ居リマス、更ニ本會社ニ對シテ政府ハ六分ノ配當ヲ保證ヲ爲スガ如キ、如何ニモ政府ノ本會社ニ對シマスル保護助成ノ厚キヲ窺ハシムルモノガアリマス、而シテ今回設立セラレマスル會社ハ、其ノ第一期計畫ト致

シマシテ、新線七萬「キロ」ヲ開設致シ、航空路ノ延長ヲ圖ルト共ニ、更ニ支那ニ於キマスル中華航空株式會社ノ増資ヲ援助致シテハ、先づ現下ニ於キマスル航空輸送ノ現状及ビ最近ニ於キマスル航空事故ニ關スル原因竝ニ救援ニ關スル詳細ナル説明ヲ求メ、次イデ民間航空事業發達ノ爲ニ、啻ニ航空輸送ノ擴大ノミニ止マラズシテ、廣く民間航空ニ關スル大衆化ヲ圖リ、之ヲ一般國民ニ普及スルノ必要ヲ感ズルノデアリマスルガ、之ガ爲ニハ乘員ノ養成、飛行場ノ擴張竝ニ航空ニ關スル學校教育ノ普及ニ重キヲ置クノ要緊切ナル旨ヲ述ベラレマシタニ對シマシテ、政府ハ全然同感ノ意ヲ表シ、殊ニ其ノ目的ヲ達成スルノニハ、先づ定期航空ノ發達ノ必要ナルコトヲ痛説サレテ居リマス、次ニ民間航空機ト軍用機トノ關係ニ付キマシテ、最近ノ經驗ニ基キマシテ、民間航空機ハ直接軍用ニ使用スルヨリハ寧ロ後方連絡ニ重大ナル役目ヲ演ゼシムルヲ適當ナリト申サレテ居リマス、又五年間ニ亘リ五千萬圓ノ經費ヲ以テ、新タニ設立セラルベキ中央航空研究機關ハ、飛行機ニ關シマスル學理的研究ヲ爲スニアラズシテ、専ラ直接實用ヲ目的トスル研究機關ナル旨ヲ述べラレテ居リマス、飛行機用ノ揮發油ノ精製、液體燃料ノ擴充、地上設備ノ整備擴張、會社ノ附帶事業、乘員ノ兼職制限ニ關スルル件、旅客運賃ノ低減、乗員事故ニ關スル慰藉、政府補助金支給ノ方法、政府補

助金額ヲ十年ト定メタル理由、政府ノ會社ニ對スル現物出資等、各條ニ關スル質問應ト協議ヲ重ヌルノ必要アル重大ナ事項デアリマスカラ、直チニ之ニ對シテ明答ヲ與ヘ、難イノデアリマスルガ、今日ノ時局ハ漸次其ノ方向ニ向ヒツ、アル旨ヲ明言サレテ居リマス、其ノ他民間飛行團體竝大阪飛行場ノ擴張ニ關スル件等ノ質疑ヲ終ヘマシテ、更ニ一委員ヨリ、元來本會社ハ日滿支三國ノ航空關係ノ有機的聯繫ヲ確保スルヲ主タ目的トスルノデアルナラバ、日滿支ノ航空事業ヲ一體ト成スノ要ガアルガ、如何ト云フ質問ニ對シマシテ、而モ中華航空會社ハ、本會社トノ親子關係ニナラムトスルノ傾向ノアルニ拘ラズ、滿洲航空會社ニ對シテハ、全然別個ノ存在ヲ認ムルノハ、航空行政上竝ニ國策遂行上缺陷少クナイト考ヘルノデアル、仍ニ將來ニ於テハ三位一體ノ理想ヲ實現スルノ必要ヲ感ズルノデアリマス、故ニ滿洲航空會社ニ對シマシテハ此ノ際、一步ヲ進メテ其ノ實行ヲ考慮スルノ必考アルニアラズヤト云フ質問ニ對シマシテ、政府ハ現下ノ實情ニ於キマシテハ、内地ノ定期航空モ未ダ十分デナイ、支那ニ於キマスル政情モ安定スルニ至ラズ、滿洲航空會社ハ又特殊ノ關係ニ立ツテ居ルノデアリマスカラ、今直ニ之ヲ統合スルハ無理ト考ヘル次第デアリマスルガ、若シモ今日ニ於キマシテモ滿洲航空會社ニ於テ、本會社ノ出資ヲ要スル場合ノ如キニ於キマシテハ、

之ニ投資シテ其ノ關係ノ一層緊密ヲ圖リタ
イト考ヘテ居ル、又日滿支ノ三會社ガ各別
ニ行動シ、爲ニ第三國ニ對スル對抗力ノ減
退ヲ防グ爲ニハ、政府相互間ニ連絡ヲ保ツ
ト共ニ、各會社間ニ於テモ密接ナル協調ヲ
保持スルニ努メ、其ノ關係ニ於キマシテハ、
本會社ハ重大ナル役目ヲ負フモノデアルト
言ツテ居リマス、要スルニ政府ガ、日滿支一體
トナリ、東亞ニ於ケル航空發達ヲ圖ルニ十
分ナル確信ヲ有スル旨ヲ明言サレテ居ルノ

フノデアリマス、依ツテ政府ハ嚴重ナル監督ト周到ナル指導ノ下ニ、國民ノ期待ニ背カザルヤウ善處セラレムコトヲ希望スル次第デアリマス、又國策上ヨリ觀マスレバ、在支及ビ在滿ノ航空會社ハ航空行政上、之ヲ單一化スルノ必要アリト考ヘルノデアリマス、政府ニ對シテ此ノ點ニ付キテ考慮ヲ希望スルノデアリマス、此ノ希望ト意見トヲ以テ本案ニ賛成スル旨ヲ述ベラレタノデアリマス、更ニ又本案ハ交通上ハ勿論、政治經濟上、文化上非常ノ效果ヲ齎スコトデアルシ、殊ニ戰時ニ於テハ我空軍ノ補助機關トシテ、其ノ效果ノ更ニ著シキモノヲ信ズルノデアリマス、併シナガラ是等ノ效果ハ偏ニ優秀且潤澤ナル揮發油ノ準備ニ俟ツ所以デアリマスルカラ、政府ニ於キマシテハ、十分此ノ點ニ留意セラレタイ、此ノ意味ニ於チ贊成スルモノデアルト述ベラタノデアリマス、斯クシテ討論ヲ了リ採決ニ入り、衆議院ノ送付ニ係リマスル大日本航空株式會社法案ハ全會一致可決セラレタノデアリマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 西大路子爵
ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ
(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ
讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ
問題ニ供シマス、本案全部委員長ノ報告通
リデ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ
ト認メマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 直ニ本案ノ第三讀會
ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○予爵植村家治君 賛成

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 西大路子爵
ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ
(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ
ト認メマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 本案ノ第三
讀會ヲ開キマス、本案全部第一讀會ノ決議
通リデ御異議ハゴザイマセヌカ
(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ
ト認メマス

提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、是等ノ三案ヲ一括シテ議題トナスコトニ御異議ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○副議長(侯爵佐佐木行忠君)　ト認メマス、委員長林伯爵　御異議ナシ

支那事變特別稅法中改正法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

貴族院議長伯爵松平賴壽殿
委員長 伊藤林 博太郎
臨時利得稅法中改正法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十四年三月二十四日

貴族院議長伯爵松平頼壽殿
委員長 伯爵林 博太郎
臨時租稅措置法中改正法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十四年三月二十四日

貴族院議長伯爵松平賴壽殿
委員長伯爵林 博太郎

八
伯爵林博太郎君演壇ニ登ル

○伯爵林博太郎君　只今上程サレマシタ支
那事變特別稅法中改正法律案外二件、此ノ
特別委員會ニ於ケル經過ヲ御報告致シマス、
此ノ初ノ二案ハ所謂增稅案デアリマス、其

ノ額約一億ニ當リマス、第三ニ上程サレテ居リマス所ノ此ノ臨時租稅措置法案ト云フモノハ、是ハ減稅及ビ免稅ノ產業保護ノ方面ニ當シテ居リマス、要スルニ過般通過致シマシタ追加豫算ガ四十六億アルノデアリマス、此ノ大豫算ニ對シマシテ増稅ガ二億ト云フノハ如何ニモ少イヤウニ思ヒマスガ、此ノ二十二日ヨリ三日間審議致シマシタ結果、之ヲ詳細ニ研究シテ見マスト云フト、非常ニ細カナ點迄研究ガ届イテ居ルノデアリマシテ、之ニ依ッテ見マシテモ「インフレ」ノ方ハ如何ニヤサンシイモノデアルカ、增稅ノ自覺セシメラレタノデアリマス、即チ此ノ四十六億五百萬圓ト云フ臨時軍事費追加豫算ニ對シマシテ、此ノ故ニ無論大部分ハ公債ニ依ラナケレバナラナイ、而シテ其ノ一部ヲ増稅デ支辨スルト云フノガ此ノ増稅案ノ趣旨デアリマス、臨時利得稅ハ非常時局ノ好景氣ノ利得ニ課稅スルモノデアル、之ニ甲種利得ト乙種利得ノ區別ガアリマスガ、御承知ノ通り昭和四年、五年、六年ノ間ノ利益ヲ平均シテ其ノ率ヲ出し、之ヲ合算シタモノヲ基礎トシテ甲種利得ノ課稅ヲ決メタモノガ甲種デアリマス、此ノ支那事變ノ始シテカラ前三年、即チ昭和八、九、十、此ノ間ニ於キマシテハ相當ニ好景氣ニナツタノデアリマス、其ノ後ハ重工業ガ更ニ盛ニナツテ今日ニナツテ居ル、此ノ大ナル產業發展ノ兆ヲ成シタ所ノ三年間ノ利益ヲ基礎ト致シマシテ乙種利得ノ課稅ト云フモノガ出来テ居リマス、茲ニ於テ、甲種、乙種ト

區別ガアリマスガ、此ノ増稅案ハ、大ナル利益ヲ獲得シテ居リマス所ノ乙種利得、其ノ方面ノ増稅ヲ主眼トシテ居ルト云フコトヲ御記憶ヲ願ヒタイ、新シイ乙種利得ノ稅率ハ、法人デハ三割三分引上ゲマシテ百分ノ四十トナツタノデス、個人デハ、二割五分引上ゲマシテ百分ノ二十五トナリマシタ、前ノ古イ方ノ、即チ甲種利得ニハ、是ハ極メテ輕微ナル增徵ヲシタノデアリマス、法人ニハ百分ノ二十、個人ニハ百分ノ十二デアリマス、ソレカラ個人ノ船舶、鑛業權等ノ讓渡ニ依ル利益ニハ從來ハ課稅シテ居リマセヌ、法人デナク個人ノハ課稅シテナカツタノデアリマスガ、此ノ稅率ハ、是ハ相當ノ利益ヲ收メテ居リマスカラ、百分ノ二十五ヲ課稅スルコトニナリマシタ、次ハ配當ノ稅ニアリマス、利益配當稅、一昨年八月北支事變特別稅トシテ、是ハ出來タノデアリマスルガ、ソレニ依ルト年七分ヲ超エル部分ニ百分ノ十、即チ一割ヲ課スルト云フコトデアリタノデアリマス、今回配當年一割ヲ超エル部分ニ對スル稅率ニ向ヒマシテハ百分ノ十五ト云フコトニ改メタノデアル、又低イ方ノモノハ別デアリマスルガ、年四分ヲ超ニル國債ノ利子及ビ年四分五厘ヲ超エル公社債利子ニ對シマシテハ、是ハ率ガ上デアルカラ、特別ニ課稅ヲスルコトニナツタノデアリマス、公債及ビ社債利子稅ニ付テハ一割ヲ割五分トスルノデアリマス、清涼飲料稅、税額ニ付ガ、「サイダー」、「シトロン」ニハ高率ノ引

テ平均一割増徴スルコトニナツテ居リマス、印紙稅、物品切手ノ稅率ヲ多少引上ゲテアリマス、物品稅、是ガ相當範圍ガ廣イノデアリマス、デ之ニハ負擔力モアリ且不急ノ消費ニ對シテハ課稅ヲスル目的デ、課稅品目ノ範圍擴張ト稅率ノ引上ガ行ハレテ居リマス、茶、是ハ下級品ヲ省キマス、齒磨ニハ粉齒磨ヲ省ク、其ノ外ニハ課稅最低限ヲ設ケマシテ大衆ノ負擔增加ヲ避ケテアルヤウデアリマス、次ハ酒デアリマス、清酒、白酒、味淋、燒酎、麥酒、一石五圓ヲ十圓ニ、葡萄酒一石十圓ヲ十五圓ニ、酒精含有飲料ニ付キマシテハ一石七圓ヲ十四圓ニ、相當上ツテ居リマス、果實酒ニ對シマシテハ新タニ葡萄酒ト同率ノ課稅ヲ致スコトニナツテ居リマス、飴、葡萄糖、麥芽糖、是ハ百斤ニ二圓ノ率デアリマス、是ハ後ニ衆議院デ修正ニナリマシタ、建築稅、是ハ御承知ノ如ク、材木ト云フモノニ對スル貯蓄ヲシナケレバナラナイシ、色々ノ節約モシナケレバナラナイカラ、成ルベク不急ナモノハ抑ヘナケレバナラナイ、仍テ一萬圓以上ノ住宅、料理店、貸席、劇場、活動寫眞館等ニ建築價額ノ一割ヲ課稅スルト云フコトニナツテ居リマス、遊興飲食稅、地方稅タル從來ノ遊興稅ヨリモ高率ノモノデ之ヲ課稅スルコトニナリマシタ、之ニ伴フ地方ノ減收ハ國庫ヨリ年一千萬圓宛交付スルコトニナリマシテ、是ハ極ク大要デアリマス、之ヲ全部通算致シテ見マスト、臨時利得稅ニ於テ約八千八十萬圓、利益配當稅八百五十萬圓、公債、社債利子稅七十萬圓、清涼飲料

印紙稅百萬圓、物品稅五千五百八十萬圓、建築稅二百萬圓、遊興飲食稅三千七百六十萬圓、全部込メテ約二億圓ニナル譯ニアリマス、是ハ總テ臨時軍事費ノ財源ニ入ルト云フ 説明デアリマス、次ニ第三ニ載セテアリマスル所ノ、臨時租稅措置法中改正法律案、是ハ先程申シマシタ通り、減免稅ノ部分ニ屬スルノデアリマス、長期建設ヲ爲シテ生産力ノ振興ヲ圖ルト云フコトハ目下ノ急務デアリマス、故ニ増稅ト共ニ一方產業ノ發展ヲ促進スル爲ニ、減免稅ヲ行ハナケレバナラナイ爲ニ此ノ法律ガ出來タト云フノデアリマス、法人ニハ利益ノ留保ヲ多額ニサセル主義デアル、利益ノ中カラ出來ルダケ多ク會社ニ留保ヲサセル、サウシテ生産ノ擴充ヲ促進スル、從ツテ之ニハ所得稅ノ輕減ヲ行ツテ居リマス、重要物品製造業者ハ初メノ四年間所得稅、營業稅、收益稅ヲ免除シテ居ルノデアルガ、其ノ一定程度以上ニ設備ヲ増設シタ時ニモ免除ヲスル、國庫補助金中時局ニ緊要ナル生産ニ關スルモノニハ課稅上益金ニ數ヘナリ、緊要ナル事業ニハ成ルベク固定資本ノ減價償却ヲ多クシマシテ、其ノ減價償却ヲセルコトモ出來ルノデアル、即チ租稅上ニ於多クスル程、基礎ノ鞏固ニナルト云フコトハ明カデアリマス、又從ツテ生産ノ擴充ヲサセルコトモ出來ルノデアル、即チ租稅上ニ於キマシテノ適當ナル措置デアルト考ヘルトマスガ、此ノ第三ニ付キマシテノ減收ノ稅

額ト云フモノハ千四百九十九萬圓位シカナインデ、其ノ初年度ハ千百三十萬圓ニナルノデアリマス、之ニ對シマシテ衆議院デ若干ノ修正ガアリシタ、一、臨時利得税ニ付キマシテ、讓渡利得ノ課税ト云フモノガ、少シ遡^ツタノデアリマスガ、政府原案デハ昭和十三年一月一日ニ迄及シテ居シタモノヲ、昭和十四年一月一日迄ニ及スコトニ修正致シマシタ、同時ニ讓渡利得ノ課税方法ヲ政府原案デハ前年中ニ於ケル即チ昭和十三年中ニ於ケル一月一日カラ十二月末ニ至ル讓渡利得ノ實績ニ對シ課税スルコトナッテ居リマシタノヲ、之ヲ修正シテ讓渡ノ都度課税スルト云フコトニ修正シタノデアリマス、二、新規ニ探鑛シタル鑛業權等ノ讓渡ニ對スル臨時利得税ノ免稅條項ガ、政府原案デハ昭和十四年四月一日以後原始取得シタルモノヨリト云フコトニナッテ居リマスマソノヲ、昭和十四年一月一日以後原始取得シタルモノ迄遡^ツテ免稅スルコトニ修正シタノデアリマス、ソレカラ物品稅ニ付キマシテハ政府原案ニ依シテ其ノ課稅範圍ヲ擴張スルモノノ中デ、化粧用石鹼、齒磨、綠茶ヲ削除スルコトニ修正致シマシタ、飴ニ對シマスル課稅ガ政府原案デハ百斤一圓デアリマシタモノヲ、麥芽飴ト麥芽飴以外トノ兩者ニ區別シマシテ、麥芽飴ニ對スル稅率、是用ヒテ居リマシタモノヲ、「藝妓ノ花代」トリマス、第四ハ、遊興飲食稅ニ付キマシテハ、云フ字句ニ修正シタモノデアリマス、是ガ修

正ノ要領デアリマス、是ヨリ質問ニ付キマシテ極ク概略ヲ申上ガテ見タイト思ヒマス、今回ノ増税ノ目的如何、増税フシテモ、イシフレヲシテモ、何ダカ底ノ無イ井戸ニ水ヲ汲入レルヤウナモノデアッテハドウモ困ルノダガ、此ノ目的ハ何處ニアル、之ニ對シテ政府ハ今回數十億、金ガ兎ニ角撒カレル、金ガ撒カレ、バ、大衆ノ購買力ガ撒エルコトハ當然デアリマス、故ニ臨時利得ト高價ナル物品ニ課稅ヲシマシテ、以テ購買力ヲ抑ヘ、サウシテ節約サセルト云フコトニ於テ此ノ増税ノ目的ハ一貫シテ居ルノダト云フ御答デアリマシタ、公債又公債、増税又増稅ト云フヤウナ傾向デアルガ、一體公債ノ發行額ハ際限ガナイモノデアラウカト云フコトデアリマス、之ニ對シマシテ大藏大臣ハ申サレルノニハ、世ノ中ニハ一人デ以テ五千萬圓借金シテ居ル者モアル、國ハ幾ラモ借金ガ出來ヤシナイカト云フコトニナルト、サウハ行カナイ、無制限ニ出來ルモノデハナイ、必要ト經濟狀態ノ現状ニ即シテ行ハナケレバナラナイ、「インフレヲスルニシテモ、公債ヲ出スニシテモ、一方ニ物ガナケレバ少シモ働クモノデハナイ、又國際收支ノ關係モ考ヘテ見ナケレバ、公債ノ發行ハ出來ナイノダカラ、公債ソレ自體ハ幾ラモ政府ガヤレルヤウデアルケレドモ、能ク現状ニテ制限ヲ受ケルノデ、決シテ際限ガナイト即スルト云フコトカラ考ヘルナラバ、自ラ環境ノ制裁ガアルガ、其ノ環境ノ制裁ニ依テ云フヤウナコトデハナイ、併シ公債ハ今日以後ニ於テモ、モット出セルト思フ、何トナ

レバ日銀ノ持込ノコトヲ調べテ見ルト、ド
ンドン是ガ減ジテ居ル、公債ノ賣行ハ今日
頗ル好クテ、消化シテ居ルノデアルカラ、
マダノ公債ヲ出シテモ差支ナカラウト云
フ今日ノ狀況デアル、ソレカラ斯ウ云フ
皮肉ノ質問モアルノデス、五十九億ノ三分五
厘ト云フコトヲ考ヘテ見ルト、丁度二億圓
位ニナルノダ、ダカラ、此ノ二億圓ノ増稅
ト云フモノハ、公債ノ利拂ノ爲ダト云ッタ方
ガ常識デハナイカ、之ニ對シテ大藏大臣ハ
公債ノ利子ヲ支拂フト云フコトハ、是ハ經
常費デヤラナケレバナラナイ、經常收入デ
賄フベキモノデアルカラ、公債ノ利子ヲ拂
フノニ公債ヲ以テスルナント云フコトハ、
是ハ出來ルモノデハナイ、公債トシテ國民
ニ借金ヲシテ、而シテ國民ニ拂フ利子モ國
民カラ借金ヲシテ公債デヤルト云フヤウナ
コトハ、結局國家ガ是ハ無利子ノ金ヲ借り
ルト云フヤウニナル、サウ云フ不合理ナコ
トハ出來ルモノデヤナイ、ズ、此ノ五十九
億ノ利子ト符合スル、相當スルデハナイ
カト云フ、丁度ソレニ偶然符合シタノデハ
ナイカト言ハレ、バ、ソレハソレニ相當ス
ル金額ニナシタ云フコトハ申上ゲラレル
ケレドモ、決シテ其ノ目的ノ爲ニ此ノ增稅
ヲシタノデハナイ、公債ガドウモ多過ル、
増稅ノ方ヲモット澤山スルト云フコトガ必要
デヤナカラウカ、成ル程公債ヲ澤山出スト
云フコトハ、是ハ惡性「インフレ」ヲ起スコト
ダ、是ハ經濟界ニ一般ニ非常ニ危險ガアル、
購買力ノ増進ヲ制スルト云フコトガ増稅デ
アル、而モ今日自然增收ノ狀況ヲ見ルト、

此處デ増稅ヲシテ一億出來ル、兩方合セルト五億ニ近クナル、何モ無理ニ增稅ニ依ッテ利子ヲ拂ヘナクタツテモ、自然增收ノ方カラソレハ自然拂ヘルト言ッテモ差支ナイ、ソレダカラ決シテ増稅ト云フモノハ公債ノ利子ヲ拂フ爲ニヤツタンヂヤナイ、次ニ昭和十五年度ニ行ハレル稅制整理ト云フコトニ關シマシテノ質問ガアリマシタ、是ハ今日準備シテ置ク必要ガアル、是ハドウスルノデアルカ、之ニ對シテハ負擔ノ公平ト產業政策ニ順應シタイ、全體ノ租稅ニハ彈力性ヲ持セタイ、今日迄有效デアツテ、今日迄ノ稅種ヲ色々調べテ見ルト、其ノ中心トナツテ居ルモノハ所得稅デアツタ、此ノ所得稅ガ總テノ稅ノ二分ノ一ヲ占ムテ居ルト云フコトカラ考ヘルト、ドウモ所得稅中心論ト云フコトニハ理由アリト考ヘル、又增收ト云フコトモ考ヘル、併シ此ノ意味ノ中ニハ増稅即チ稅率ヲ高クスルモノモ起ル、同時ニ產業發展上ノ自然增收ト云フコトモ考ヘナケレバナラナイ、日清戰爭ノ時ニハ八千萬圓、日露戰爭ノ時ニハ二億、今次ハ二十一億、併シナガラ稅率ハ必ズシモ十倍ニハナツテ居ラナイ、言葉ヲ換ヘテ言ヘバ、之ニハ減率モ増率モアル、稅率ノミヲ上ガテ抑壓スルト云フコトハ出來ナイ、デアルカラ、稅制整理ヲ爲スニ當リ全體ニ稅率ヲ上ゲルナント云フコトハ考ヘテ居ラナイ、何レニ負擔ノ餘地アリヤハ接配上ノ問題デアル、日本ノ社會政策ト云フモノハ、所得稅ナドニ譬ヘテ見レバ、ズット上ノ方ト免稅點以下トニ頗

貴院議事速記録第三十號 支那事變特別稅法
ル輕クナツテ居ル傾向ガアル、是ハ矢張リ考
ヘテ置カナケレバナラナイ、要スルニ産業
ノ發展ヲ妨ガナイヤウニ行ハナケレバナラ
ナイ、又地方稅ニ付キマシテモ、地方ノ獨
立稅、附加稅、政府ヨリノ交付金、此ノ三者
ヲ能ク考慮シテ、稅制整理ヲ行ヒタイモノ
デアルト云フコトデアリマス、又累進稅ト
比例稅ニ付テノ色々ノ問答ガアリマシタ、
日本ハ元來累進稅ヲ以テ進ンデ來テ居ツテ、
又是ト同時ニ是ト並行シテ經濟界が發達ヲ
シテ來タノデアルカラ、此處ニ英國式ノ比
例稅ヲ持ツテ來ルト云フコトハナカヽム
ヅカシイ、或委員ヨリ日本ハ古來累進稅ナ
ント云フモノハ無カツタノデアル、比例的ニ
稅ハ行ハレテ居ツタノニ、斯ウ云フ變ツタモノ
ヲ入レルト云フコトハドウデアルカ、斯ウ
言ツタ處ガ、政府ハソソナコトヲ言ヘバ、軍
艦ハ昔ハ無カツタノダ、艦隊モ昔ハ無カツタ
ノダ、軍艦ト云フモノガ今日ドウシテモ避
クベカラザル必要ナモノデアルカラ、新シ
イケレドモ、累進稅ト云フモノハ產業ノ發
達ト並行シテ居ルコトカラ考ヘテ、是ハ必
要ダ、ソレカラ相續稅ノコトニ付キマシテ
隨分議論ガアリマシタ、而シテ皆サンモ是
ハ能ク仰シヤルコトデアリマスガ、相續稅
メル物納ト云フモノハドウデアルカト云
ハ地方ニ於キマシテハ土地ヲ非常ニ多ク持ツ
テ居ツテ、動產ヲ持ツテ居ラナイ場合ニ、之
ヲ納メル方法ガナイ、ソレダカラ土地地納
國稅ニシタラドウカト云フコトニナリマス

ト云フト、家屋稅トカ戸數割ト云フモノヲ國稅ニスルコトハ、是ハ考慮ハスルガ、ナカニカムツカシイ、財產稅モムツカシイ、之ニ關聯シマシテ、稅務官ト云フモノヲ非常ニ熟練シタルモノニシナクテハナラナイ、之ヲ養成シ、之ヲ仕上ゲル所ノコトハ考ヘテ居ルカ、是ハ十分ニ考ヘテ居ル、特ニ其ノ必要ヲ感ジテ居ル、處ガ例ヲ擧ゲテ言ヘバ、此ノ頃半官半民ノ會社ニハ天降リト云フコトガ流行シテ居ルト云フコトヲ非常ニ非難シテ居ル人ガアル、即チ官吏ノ方デモ要ラナイ人、會社デモ來テ貴ヒタクナイ人ガ重役、社長ニナルノヲ天降リト稱スルノデアル、然ルニ是ト全ク反對ニ稅務官ハ今日非常ニ之ヲ能ク養成シタ爲ニ有能ナ者ガ多イ、大藏省デモ是非居ヅテ貴ヒタイ、諸會社デハ是非來テ貴ヒタイ、而シテ官吏ノ俸給ヨリモ四倍、五倍ノ金ヲ拂フカラ、來テ下サイト言ハレルト云フト、ドウモ若干出テ行ク傾向ガアル、是バカリハドウモナカナカ止メルコトガ出來ナイノニ苦心シテ居ルト云フ話ガアリマス、併シナガラ無論是ハ養成シテ居ル、又甲種利得稅ハ昭和四年、五年、六年ト云フ是ハ古イ稅デアツテ、此大シタコトハナイガ、止メタラドウカ、此ノ事ニ付テハ研究シタイ、併シ昭和七年カヲ八、九、十段々景氣ガ好轉シテ居ル、此ノ時代ノ大利得ヲ得タ者ニ對シテ、甲種ヘナケレバナラナイ、支那事變特別稅法、此ノ第二條第三項ノ改正ニ、増徵稅額ノコ

五ニ相當スル金額ヨリ普通所得中留保シタル金額ノ百分ノ十五ニ相當スル金額ヲ控除シタル殘額」ト書イテアリマス、之ニ付キマシテ從來ノ五十「パーセント」カラ五十五「パーセント」ニ今度改メタノハドウモ高過ギル、是ハドウデアルカ、之ニ對シマシテ、政府ハ詰リ五十ガ五十五ニナックノデアリマスカラ、五「パーセント」ダケ上ゲ タノデアリマス、是ハ會社ガ少シモ留保セザル場合ニ、少シモ留保金ガ無クテ、全部配當スルトカ云フヤウナ時ニ五十五ニ當ルコトニナルノデアルガ、少シデモ留保シテ政府ノ言フコトヲ聽ケバ、五十五カラ下テ行ク、普通會社デヘ今日四割留保スルト云フノガ例ニナッテ居ルノデアル、四割ガ普通デアル、其ノ四割ノ所デ計算スルト云フト、四十九「パーセント」ニナルノデアル、ダカラ五十ニ近イ今迄通リニナッテ居ルノデアル、是ガ大部分ヲ占ムベキデアリマス、而シテ會社ノ普通所得カラ利益ノ全部ヲ留保シタ場合ニハ、其ノ四十五「パーセント」ノ稅ヲ拂ハナケレバナラナイダケデアッテ、一番低イ四十「パーセント」ヘ行クノデアル、四十「パーセント」カラ五十五「パーセント」ノ間ニハ丁度「スライデング・スケール」ニナッテ居リマシテ、是ハ丁度能ク行ッテ居シテ、五十ト云フ所ガ中心ニナッテ居ルノデアルカラ、決シテ是ハ多過ギルト云フコトノ憂ハナインデアル、船舶、鑛業權ノ讓渡、是ガ百分ノ二十五トナツタノデアリマス、衆議院ノ修正ニ對シテ同意デアルカ、是ハ先程モチヨット申上ゲ

マシタガ、昨年即チ昭和十三年ノ一月一日
カラ十二月末迄ノ間ニ譲渡ヲシタ場合ノ額
ヲ計算シマシテ、ソレヲ基礎トシテ今年課
スルト、斯ウ云フ風ニナツテ居ツタノデアリ
マスノヲ、衆議院ハ此ノ法律ガ出テカラ稅
ヲ取ルナラ當リ前ダガ、此ノ法律ガ出ル前
ニ遡ツテ、去年ノ一月一日カラ十二月迄ノ間
ノ利益ニ稅ヲ課スルト云フコトハ、是ハ如
何ニモ殘酷ナモノデアルカラ、今年ノ一月
一日ニ直シタイト、斯ウ云フノデ、修正ガ
出來タノデアリマス、而シテ今年ノ一月一
日カラ其ノ讓渡ノ行ハレタ度毎ニ課稅ヲス
ルト云フコトニナツタノデアリマスカラ、ド
ウセ今年課シテモ、今年ノ金ガ入ル、今年
ノ一月カラ課シテモ今年金ガ入ルノダカラ、
是ハ免稅點ガ高イ、免稅點ガアルカラ、大
シタコトハナイ、運動具ニ於キマシテモ、
ヤウナモノニハ一向關係ガナイガ、是ハ課スル
軟球ニハ課稅シテナインデ、免稅點以下ノ
モノガ多イノデアル、小學生ノ體育ト云フ
ノデアルトカ、革デ作ッタモノニハ是ハ課スル
ガアリマシタ、入場稅ニ付キマシテモ御議
論ガアリマシタガ、是ハ省キマス、ソレカ
ラ產業組合ノコトハ少シ重大デアルカラ、
申上ゲテ置キタイ、今日產業組合ガ非常ニ
發達ヲ致シマシテ、產業組合ガ組合員ニ對
シマシテ色々利益ヲ圖ツテ居ル、產業組合ガ

商賣ヲ殆ドシテ居ル今日ハ……サウシテ中
小商人ノ方面ニドン／＼喰ヒ込ンデ居ルノ
ガ現狀デアルノダ、產業組合ハ無稅デアル、
商人ハ稅ヲ拂ツテ居ル、是ハ逆モ相撲ニナラ
ナイノデアルカラ、一方ニ於テ產業組合ガ
無稅デアルナラバ、一般ノ中小商工業者ニ
對シテモ何カ國家ガ補助シタラドウダラウ
カ、ソレデナケレバ權衡ガ取レナイデヤナ
イカト云フコトニ付テノ問答ガアリマシタ、
是ハ非常ニムツカシイコトデアル、何トナ
レバ產業組合ハ利益ヲ得テ居ラナイモノガ
多イ、而モ安ク買ツテ高ク賣ルナラバ商賣ダ
ケレドモ、是ハ公益ノ團體デアッテ、時ニハ
高ク買ツテ安ク供給スル場合モアルノダカ
ラ、之ニ課稅ヲスルト云フコトニナルト困
難ナモノデアルシ、又餘リ取レナイ、ソレ
カラ購買組合ノ課稅、是モムツカシイ、公
設市場ハドウデアルカト云フト、公設市場
ノ小賣ト云フモノハ商人ガ入ッテヤツテ居ル
ノデアルカラ、是ハ稅ヲ取ラレテ居ルカラ
差支ナカラウ、次ニ問題ニナリマシタノ
ハ、遊興飲食稅デアリマス、家庭的ニ品
行ガ良ク、食事ヲシテ歸ル時ニ、此ノ家
庭的ニ食事ニ行ツタ場合ヲ課稅ヲスルノ
ニ對シテ、遊興稅、遊興飲食稅ナント云
フモノハ、ソレハ甚ダ以テ不穩當デヤ
トシテ建築ヲ致シマシテ、出來上ツタ時ニ、
一萬圓掛ツタモノ以上ニ對シテ一割ノ稅ヲ
取ル、斯ウ云フノデアリマス、是ハ又質問
ガ澤山アリマシタガ、要スルニ其ノ界ハド
ウダ、一萬圓ト云フ家ニ對シテ、一割ハ千
圓、九千九百圓ノ家ハ無稅デアル、是デヤ
考ヘテ貴ヒタイト云フコトデアリマス、是
ハ大正八年金澤カラ遊興稅ト云フモノガ
始ツテ、今日迄ズットモウ仕來リニナツテ居
テ、モウ遊興稅ト云フコトハ耳ニ大衆ガ憤

ト云フヤウナ答辯モアリマシタ、又遊興稅
アル、是ガ若シモ國稅トナリマシタ場合ニ
トカ云フヤウナ所ハ宴會モ澤山アルシ、隨
分飲食店ヘモ人ガ行ク、處ガ斯ウ云フ大都
市ニ於キマシテハ稅ヲ取ル種目モ澤山アル
ノダカラ、遊興稅ハ却テ薄ク取ラレテ居ル、
處ガ餘り產業ガ發達シナイ所デ、比較的大
きナ町ナドニ付キマシテハ、無理ニ遊興稅
ヲ多ク取ルト云フヤウナコトガアリマシ
テ、其ノ間權衡ガ公平デナイノデアル、國
家ガ之ヲ手ニ收メルト云フト、國稅トシテ
ハ租稅ヲ一律ニ公平ニ取扱フコトガ出來
ル、斯ウ云フノデアリマス、而シテ彈力性
ガアルヤウニナルニ違ヒナイト思フ、斯ウ
云フ答辯デアリマス、建築稅、是ガ相當ノ
問題ニナツタノデアリマスガ、一萬圓ヲ限度
トシテ建築ヲ致シマシテ、出來上ツタ時ニ、
一萬圓掛ツタモノ以上ニ對シテ一割ノ稅ヲ
取ル、斯ウ云フノデアリマス、是ハ又質問
ガ澤山アリマシタガ、要スルニ其ノ界ハド
ウダカラ、一萬圓ノ家ニ建テル場合ニハ、五
千圓ヲ控除スルノダカラ、五千圓ノ一割ダ

カラ五百圓ニナル、一萬五千圓ノ家ニ建テ
タ場合ニ於キマシテハ、五千圓控除シマス
シタ違ヒハナク出來テ居ルノダカラ、サウ
大シタ害ハナカラウト云フヤウナ譯
デ、是モ下ノ方ト、一萬圓以上トハサウ大
シタ害ハナカラウト思フ、ソレカラ家ヲ
建テタ時ニ、一萬圓ノ一割ヲ取ラレテ、一
萬圓以上ノモノニ對シテ一割ヲ取ラレテ、
其ノ他地方稅ナドニ於テハ不動產取得稅ヲ
加ヘラレテ、是ハ二重ヂヤナイカト云フト、
是ハ建築稅ハ建築ヲ對象トスル、不動產取
得稅ハ建築カラ入ッテ來ル利益ヲ對象トス
ルノダカラ、是ハマルデ課稅ノ標準ガ遠フ
ノデアル、次ニハ減價償却、時局ノ緊要ナ
ル產業ニ對シマシテ、利得ノ大キイモノニ
ハ出來ルダケ多クノ償却ヲセマシテ、其
ノ產業發達ノ基礎ヲ鞏固ニスルト云フコト
ガ極メテ必要ナコトデアル、之ニ付キマシ
テハ、平和ニナツタ場合ニハ一時ニ高イ所デ
以テ會社ガ殘サレテ衰ヘルコトニナルカモ
知レナイカラ、今ノ中ニ基礎ヲ鞏固ニスル
ト云フコトカラ見ルト、非常ニ必要ナモノ
デアルト云フヤウナ說モ出タノデアリマス、
耕地交換ニ付テノ免稅デアリマスガ、幾ラ
モ田舍ニハ村落ノ耕地ガ自分ノ住居カラ非
常ニ遠イ所ニアル、之ヲ自分ノ住居ニ近イ
所ノ持主ト話ヲシテ、耕地ヲ交換スレバ、
御互ニ便利デアル、其ノ場合ニ登錄稅ヲ兩
方デ拂フヤウナコトニナルト云フト因ルカ
ラ、斯ウ云フノハ農耕ノ發展上之ヲ免除シ
テ、寧ロ斯クノ如キ交換ハ獎勵スルノガ宜
イト云フコトニ付キマシテ問答ガアリマシ

タガ、結局サウ云フコトニナリマシタ、サウシテ此ノ經濟更生委員會ト云フモノガ出来マシテ、中間ニ立ッテ之ヲ斡旋ヲスルト云フコトデ、圓満ニ解決スルダラウト云フコトデアリマス、斯クノ如クシマシテ、二十四日ニ瓦リマシテ、微ニ入り細ヲ穿ッタ質問應答ガアツタノデアリマスガ、只今申上ゲマシタ點ニ之ヲ止メマス、三月二十四日夕刻討論ニ入リマシタ處、二人ノ委員カラ賛成意見ノ發表ガアリマシタ、之ヲ搔摘ンデ申上ゲマスト、一委員ハ次ノ如ク言ヒマシタ、今日最モ大切ナルコトハ惡性「インフレ」ノ防止デアル、歐洲大戰當時ニハ惡性「インフレ」ノ多カツタ國程戰爭後財政上ニ多大ナル困難ヲ感ジタノデアル、故ニ前車ノ覆ヘルノヲ見テ我ガ國モ其ノ轍ヲ踏ンデハイケナイ、之ヲ防止スルニハ貯蓄獎勵ヲシテ公債消化ヲ良クスルト云フヤウナ方法モアルケレドモ、稅制上ノ見地カラ增稅シテ購買力ヲ抑ヘルト云フコトモ考ヘナケレバナラナイ、外國ニ比シテマダヽ租稅負擔力ガアルト即断ハ出來ナイ、又實情ニ即シ國民ノ負擔力ト公債ノ不消化ノ度合トヲ睨ミ合シテ增稅ヲ行フコトヲ必要デ、特ニ今日ノ如ク物自體ガ少クナリツ、アル場合ニハ一層公債ノ消化ヲ圓滑ニシ、迅速ニ吸收スベキデアリマス、此ノ故ニ今日以上増稅スルコトモ場合ニ依ツテハ已ムヲ得ナイ、斯カル場合ガアツタナラバ、或程度遠國民生活ヲ壓迫シテモ、國策上斷乎トシテ增稅ヲ行ヒ、國民モ亦其ノ國策ニ準據シテ、其ノ苦痛ヲ忍バナケレバナラナイト思ヒマス、

今回ノ奢侈的消費ヘノ課稅ハ最モ適切デア
ル、增稅ハ收入增加、購買力ノ抑制ノ如キ、
單ニ物質的見地ノヨリシテ考ヘテハイケ
ナイ、我ガ百萬ノ同胞ガ大陸ニ於テ辛酸ヲ
嘗メテ戰ヒツ、アル今日、宜シク銃後ニ在
ル我々ハ奢侈ニ流レズ、生活ヲ慎シミ、全
力ヲ以テ國家ニ貢獻セザルベカラズ、此ノ
故ニ奢侈的消費ノ課稅ハ逐次増稅シ、累進
的ニ行シテ、國民ヲ戒メルニ效果アラシメタ
イモノデアル、船舶、鑛業權等ノ修正モ理
論ハ兎ニ角、實際上ハ妥當デアル、飴ノ稅
率ニ差等ヲ設ケ、洋服ノ免稅點引上ノ如キ
ハ贊成デアル、次ニ希望ヲ述べラレマシタ、
大藏大臣ハ所得稅中心、所得稅ヲ以テ國民
稅タラシムル意向ガアルト聞イテ居ルガ、
是ハ贊成ダ、國民ハ之ヲ國稅トシテ勇ンデ
貢獻スルノ光榮ト責務ヲ有スペキデアル、
他ノ一委員ヨリも贊成意見ガアリマシタ、
時局ノ影響ヲ以テ利得ノ增大シタルモノニ
全部ヲ負擔サセルコトハ、綦デ言ヘバ是ハ
定石デアル、租稅ハ間接稅ヲ重視スベキデ
アルト思フ、其ノ見地カラ物品稅ハ贊成デ
アル、特ニ臨時租稅措置法デ償却ノ方法ニ
依シテ稅源ノ涵養ト國民ノ實力ヲ養フコトガ
出来ルト思フ、本法ニハ贊成デアル、併シ
一點述ブベキ點ガアル、即チ船舶、鑛山權
讓渡ノコトデアルガ、十三年一月一日カラ
十二月迄ノ利益ヲ計算シテ本年度ニ課稅ス
ルト云フコトヲ、衆議院ニ於テハ本年一月
一日ヨリド改ヌタ、昨年中ノ利益モ相當多
イニ違ヒナイノデアツテ、誠ニ宜キ稅源ヲ逸

シテシマッタト言ッテ宜シイ、若シ合理的ニ
修正ガ必要デアルトスルナラバ、何故本年
ノ一月一日デナク、四月一日ヨリ改メナイ
ノデアルカ、是ガ頗ル不合理デアル、之ニ
ハ何等カノ事情ナキヤノ疑ナキヲ得ナイ、
是ハ本來ナラバ、貴族院ニ於テ修正ヲシナ
ケレバナラナイト思フガ、モウ會期切迫ノ
際時間ガナク、甚ダ遺憾デアルト云フコト
ヲ言明シテ、全體ノ案ニハ賛成ヲ表スル、
明年ノ稅制整理ニハ直接稅、間接稅ノ關係
ヲ考ヘテ貰ヒタイ、今日ニハ直接稅ヲ置ス
必要ガアラウケレドモ、又或ル時期ニハ間
接稅ヲ重ク視ルベキ時ガ來ル、之ヲ達觀シ
テ年々稅率ト云フモノハ改メナケレバナラ
ナイ、言葉ヲ換ヘテ言ヘバ、實情ニ即シテ
稅制整理ト云フコトヲ考ヘテ貰ヒタイト云
フコトヲ述ベラレマシタ、是ヨリ採決ニ入
リマシテ、支那事變特別稅法中改正法律案、
法律案ニ付テハ政府原案ヲ議題トシテ採決
臨時利得稅法中改正法律案ニ付キマシテハ、
致シマシタル所、全會一致可決ニ相成ツタ
衆議院ノ修正案ヲ、臨時租稅措置法中改正
次第デアリマス、之ヲ以テ報告ヲ終リマス
○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 別ニ御發言
ヲ致シマス、三案ノ採決ヲ致シマス、三案ノ
モナケレバ三案ノ採決ヲ致シマス、三案ノ
第一讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセ
ヌカ

○子爵植村家治君 賛成
○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 西大路子爵
ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ
ト認メマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 三案ノ第二
讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ
問題ニ供シマス、三案全部、委員長ノ報告
通リデ御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ
ト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ各案ノ第三讀
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 西大路子爵
ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ
ト認メマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 三案ノ第三
讀會ヲ開キマス、三案全部、第一讀會ノ決
議通リデ御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ
ト認メマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 日程第一十
二、關稅定率法中改正法律案、日程第二十
三、昭和七年法律第四號中改正法律案、政

府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、是等ノ兩案ヲ一括シテ議題ト爲ス
ト認メマス、委員長白川子爵
○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ
コトニ御異議ハゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

關稅定率法中改正法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十四年三月二十四日

委員長 子爵白川 資長
貴族院議長伯爵松平賴壽殿

昭和七年法律第四號中改正法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十四年三月二十四日

委員長 子爵白川 資長
貴族院議長伯爵松平賴壽殿

〔子爵白川資長君演壇ニ登ル〕

○子爵白川資長君 只今議題トナリマシタ
關稅定率法中改正法律案、昭和七年法律第
四號中改正法律案ノ二法案ニ付テ委員會ノ
經過及結果ヲ御報告致シマス、是等ノ法律
案モ去ル二十三日ニ委員會ヲ開キマシテ翌
二十四日ニ更ニ委員會ヲ續開致シマシタ譯
デゴザイマス、先づ關稅定率法中改正法律
案カラ申上ゲマスト、蠶豆外六品目ノ關稅
ヲ撤廢セムトスルモノデアリマス、是等ノ
物品ハ何レモ主トシテ滿洲國及支那カラ輸
入サレルモノデゴザイマシテ、我ガ國現下

ノ情勢ニ顧ミマシテ、是等ノ物品ノ關稅率ヲ無稅ト致シマスルコトハ、日滿支三國間ノ物資ノ交流ヲ圓滑ナラシムル爲ニ必要ナルコトト考ヘテ本改正法律案ヲ御提出ニナッタノデアリマス、次ニ、昭和七年法律第四號、即チ輸入稅ノ從量稅率ニ關スル改正法律案ハ、現在綠豆、蠶豆及棉子油ハ本法ニ依ツテ關稅定率法ニ定ムル所ノ稅率ノ三割五分ノ增課ヲ受ケテ居リマスノデ、是亦日滿支三國間ノ物資ノ調整ニ資スル爲ニ、是等ヲ本法ノ別表ニ追加シテ三割五分ノ增課ノ範圍内カラ除外スルノヲ以テ適當ト認メマシテ本案ガ提出ニナッタ譯デゴザイマス、即チ關稅定率法ニ於キマシテハ、蠶豆外六品目ト申シマスルハ綠豆、胡麻子、荏胡麻子、桐子、蓖麻子油、棉子油、桐油等デゴザイマシテ、是等ノ關稅ヲ撤廢セムトスルモノデアリマス、是等ハ皆滿洲及支那カラ輸出セラレル所ノ重要ナル輸出品デアルノデアリマス、例へバ綠豆ハ主トシ滿洲國カラ輸入サレマシテ支那料理ノモヤシトナツテ居ルノデアリマス、又胡麻子油ハ滿洲及支那カラ多數輸入サレマシテ、日本ノ製油ノ原料トナツテ居ルノデアリマス、又荏胡麻子油ハ滿洲カラ輸入サレマシテ、製油ノ原料、「インキ」、塗料等ノ各般用ヒラレテ居リマス、蓖麻子油ハ多ク滿洲ヨリ輸入サレマシテ、種々ナル重要ナル工業ニ用ヒラレテ居ルノデアリマス、例へバ飛行機ノ機械油等ニ是非無ケレバナラヌモノデゴザイマス、桐油ハ支那ノ特產物デ、防

斯、桐油ノ輸入ハ少クナインデアリマスガ、是等ハ無税トナル譯デアリマス、衆議院ニヨリ之ヲ施行ストアリマスノヲ、本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ムト修正ヲ致シマシタ、政府ハ貴族院ニ於テ此ノ修正ニ同意スルコトナラバ政府モ別ニ異議ハ言ハヌト云フコトデゴザイマシタ、是ハ衆議院ニ於キマシテハ本邦ニ於テ蓖麻子油ノ輸入税ヲ撤廢スル以上ハ、満洲ニ於テモ輸出税ヲ全廢スルノガ當然デアルカラ、先方ノ全廢ト同時ニ本邦ニ於テ輸入税ヲ撤廢スルノガ當然デアラウ、故ニ其ノ期日ハ政府ニ委セマシテ勅令ヲ以テ之ヲ定ムベシト修正ヲ致シタノデアリマス、又昭和七年法律第四號中改正法律案ハ蠶豆及綿實油ノ重量稅ヲ廢スル案デアリマシテ、例ヘバ蠶豆ガ五十五錢ノ稅金ニ、昭和七年法律第四號ニ依リマシテ三割五分ヲカケテ七十五錢トナツテ居ル、其ノ三割五分ヲ廢スルノデアリマス、又綿實油ハ四圓四十五錢ニ三割五分ヲカケマシテ六圓トナツテ居ルノヲ、其ノ三割五分ヲ取リマシテ四圓四十五錢トスル法律案デゴザイマス、委員會ニ於テハ種種重要ナル質問應答ヲ重不マシテ、第一ノ議院ノ修正ヲ可ト致シマシテ、衆議院ノ修正正通りニ満場一致ヲ以テ可決致シマシタ、又昭和七年法律第四號中改正法律案ニ付キマシテハ衆議院ノ修正ヲ可ト致シマシテ、衆議院ノ修

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 別ニ御發言
モナケレバ兩案ノ採決ヲ致シマス、兩案ノ
第二讀會ヲ開クコトニ異議ハゴザイマセヌ
カ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ
ト認メマス

○予曾西大路吉光君 直チニ兩案ノ第一讀
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 西大路子爵
ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ
ト認メマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナ
ト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ兩案ノ第三讀
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 西大路子爵
ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ
ト認メマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 西大路子爵
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

讀會ヲ開キマス、兩案全部、第二讀會ノ決議通リデ御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御議異ナイト認メマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 日程第一十四、昭和十四年法律第二號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續委員長報告、委員長高橋子爵

昭和十四年三月二十四日

委員長 予爵高橋 是賢

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

〔子爵高橋是賢君演壇ニ登ル〕

○子爵高橋是賢君 只今議題ニナリマシタ

ル昭和十四年法律第二號中改正法律案ニ付テ申上ゲマス、本案ハ去ル三月二十三日昭和十四年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案ノ特別委員會ニ付託ニ相成リマシタ

〔議長伯爵松平頼壽君議長席ニ復ス〕
本法案ハ昭和十四年法律第二號中ニ規定シテアリマスル公債ノ發行限度ヲ一億八千九百十萬圓トスル法律デアリマス、質疑ニ入りマシタガ格別ノ質問モアリマセヌデ、討論モゴザリマセズ、採決ノ結果滿場一致可決ニ相成リマシタ、簡單ニ御報告申上ゲマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 別ニ御發言モナケレバ本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第一讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 日程第一十四、昭和十四年法律第二號中改正法律案、右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十四年三月二十四日

委員長 予爵高橋 是賢

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

〔子爵高橋是賢君演壇ニ登ル〕

○子爵高橋是賢君 只今議題ニナリマシタ

ル昭和十四年法律第二號中改正法律案ニ付

〔議長伯爵松平頼壽君議長席ニ復ス〕
本法案ハ昭和十四年法律第二號中ニ規定シテアリマスル公債ノ發行限度ヲ一億八千九百十萬圓增加致シマシテ、九億八千四百九

○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第三讀會ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通ケレバ本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第一讀會ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通ケレバ本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第一

○議長(伯爵松平頼壽君) 〔左ノ意見書案ハ朗讀ヲ經サルモリデ御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 直チニ本案ノ第一讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○子爵植村家治君 贊成

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第一讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第一讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 贊成

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 贊成

○議長(伯爵松平頼壽君) 日程第二十六、豫定線札幌、増毛間鐵道速成ノ請願、會議ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通ケレバ本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第一

○議長(伯爵松平頼壽君) 〔左ノ意見書案ハ朗讀ヲ經サルモリデ御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 直チニ本案ノ第一讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○子爵植村家治君 贊成

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 〔異議ナシト呼フ者アリ〕

ス

〔近藤書記官朗讀〕

本日政府ヨリ左ノ答辯書ヲ受領セリ
貴族院議員公爵島津忠重君外三十一名提出
出度量衡制度改正ニ關スル質問ニ對スル
答辯書

〔左ノ質問主意書及答辯書ハ朗讀
ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載錄ス
以下之ニ倣フ〕

度量衡制度改正ニ關スル質問主意書

我國ニ於テ古來慣用セラレタル尺貫法
ハ、祭祀ヲ始メトシ、國民ノ實生活ト離
ルベカラザル關係ニ在ルノミナラズ、又
歴史茲ニ文化ノ重要ナル脈絡經緯ヲナスモノ
ナリ。サレバ之ヲ尊重スルハ即チ國風
ヲ愛護スル所以ナルヲ以テ、昨年度量衡
制度調査會ニ於テハ、尺貫法ヲメートル
法ト併用スルヲ可ト認ムル旨ノ答申ヲ議
決セリ。然シテ過般度量衡法施行令一部
ノ改正ヲ見タリト雖、右改正ハ尙ホ施行
令ノ末節ニ過ギズ、甚ダ姑息不徹底ニシ
テ、斷ジテ我國度量衡ノ混亂ヲ解消スルモノニアラズ。更ニ根本的ニ法律ヲ改正シ、
併用主義ヲ確立スルニアラズンバ、未ダ
眞ニ我國情ニ即セシムルヲ得クリト謂フ
ベカラズ。仍テ左記四項ニツキ敢テ政府
ノ所見ヲ質問セムトス。

一、尺貫法ハ國民精神生活ノ源泉タル祭
祀ト密接不離ノモノナリ。過般施行令
ノ改正ニヨリテ、祭祀其ノ他特殊ノ由
緒アル用途ニ於テハ、之ガ使用ヲ認定

セラレタリト雖、僅カニ除外例トシテ
取扱ハレタルハ、斷ジテ神祇祭祀ヲ真
ニ尊重スル所以ニ非ザルナリ。

右ニ對スル政府ノ所見如何

二、今回施行令ヲ以テ、祭祀其ノ他特殊
ノ由緒アル用途ニ於テハ永久的ニ尺貫
法ニヨリ、又其ノ他ハ無期或ハ長期ニ
瓦リテメートル法強制ノ延期セラレタ
ルハ、蓋シ國家ノ實情竝ニ國民生活ノ
實際ニ即セシメムトノ趣旨ニ外ナラザ
ルベシ。仍テ政府ハ行政各般ニ瓦リ、宜
シク此ノ趣旨ニ則リテ改善措置シ、以
テ現前ノ國民實生活上ノ混亂繁瑣ヲ除
去スルノ要アリト信ズ。

右ニ對スル政府ノ所見如何

三、這般ノ改正ニヨリ、不徹底ナガラ既
ニ併用ノ制ヲ採ルニ至レル今日、小學
校ニ於テハ尺貫メートル兩種ノ度量衡
ヲ教授スベキコト勿論ナルガ、我國ノ
歴史竝ニ社會及家庭ノ事情ニ鑑ミテ、
先ヅ尺貫法ヲ教授スルコト實際のニモ
將々精神的ニモ極メテ肝要適切ニシテ、
是レ總て兒童生徒等ノ無益ナル負擔ヲ
輕減シ、且ツ算術教授要旨ニモ副フ所
以ナレバ、速力ニ教育方針ヲ根本的ニ
改正スルノ要アリト信ズ。

右ニ對スル政府ノ所見如何

四、斯ノ如ク政府ハ併用主義ノ下ニ主從
ノ區別ヲ立テ、而カモ尺貫法ヲ以テ從
トナシ、之ヲ除外例ニ取扱ハントス
ルハ、併用ノ趣旨ヲ歪曲シ、我國固有
ノ制ヲ輕視シテ漸次其ノ觀念ヲ抹殺

シ、遂ニ外國制度ニ轉換セシムトス
ルモノニシテ、本末顛倒ノ甚シキモノ
ト謂フベシ

右ニ對スル政府ノ所見如何
昭和十四年三月十八日

提出者

公爵島津 忠重	侯爵細川 護立	子爵伊集院兼知	男爵安保 清種	子爵松平 直平	子爵冷泉 爲勇	侯爵筑波 藤麿	侯爵西郷吉之助
侯爵德川 義親	伯爵松木 宗隆	伯爵柳原 義光	伯爵酒井 忠正	子爵池田 政時	子爵西大路吉光	侯爵大炊門 經輝	侯爵小村 捷治
子爵岡部 長景	松井 茂	子爵青木 信光	子爵八條 隆正	子爵清岡 長言	子爵野村 益三	子爵西四辻公堯	侯爵四條 隆德
建部 遼吾	小原 直	内田 重成	男爵千秋 季隆	子爵立花 種忠	子爵高倉 篤麿	子爵東郷彪	伯爵山田 英夫
加藤敬三郎	赤池 濃	加藤政之助	男爵渡邊 汀	子爵豊岡 圭資	子爵秋月 種英	侯爵筑波 藤麿	子爵坂本 俊篤
小久保喜七	土方 久徵	金杉英五郎	山岡萬之助	子爵片桐 貞央	子爵米津 政賢	侯爵西郷吉之助	侯爵池田 宣政
各務 鐘吉	小倉 正恒	平沼 亮三	加藤敬三郎	子爵三室戸敬光	子爵松平 保男	侯爵大炊門 經輝	侯爵東郷彪
藤原銀次郎	上松 泰造	濱口儀兵衛	赤池 濃	子爵新庄 直知	子爵松平 乘統	侯爵小村 捷治	侯爵西郷吉之助
公爵德川 家達	公爵伊藤 博精	公爵岩倉 具榮	子爵西尾 忠方	子爵薄田 廣城	子爵保科 正昭	侯爵四條 隆德	伯爵副島 道正
公爵一條 實孝	公爵伊藤 康春	子爵松平 元恒	子爵裏松 友光	子爵松平 忠壽	子爵富小路 隆直	伯爵大井 成元	子爵梅園 篤彦
公爵山縣 有道	公爵伊藤 博精	子爵毛利 元恒	子爵實吉 純郎	子爵松平 忠壽	子爵岩城 隆德	子爵大岡 忠綱	子爵大隈 是賢
侯爵嵯峨 公勝	公爵伊藤 博精	子爵戶澤 正己	子爵植村 家治	子爵松平 康春	子爵安藤 信昭	子爵入江 爲常	子爵東郷彪
侯爵池田 仲博	侯爵前田 利爲	子爵松平 元恒	子爵安藤 信昭	子爵大隈 是賢	子爵大岡 忠綱	水野鍊太郎	侯爵池田 宣政
侯爵淺野 長之	侯爵大隈 信常	佐藤 三吉	子爵綾小路 謹	子爵入江 爲常	子爵大岡 忠綱	水野鍊太郎	侯爵東郷彪
侯爵野津鎮之助	大島 健一	井上 通泰	子爵入江 爲常	子爵入江 爲常	子爵入江 爲常	子爵入江 爲常	侯爵東郷彪
侯爵德川 賴貞	大島 健一	小山 松吉	子爵入江 爲常	子爵入江 爲常	子爵入江 爲常	子爵入江 爲常	侯爵東郷彪
侯爵中山 輔親	大島 健一	木場 貞長	子爵入江 爲常	子爵入江 爲常	子爵入江 爲常	子爵入江 爲常	侯爵東郷彪

